

---

令和5年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第4日)

令和5年12月13日(水曜日)

---

議事日程(第4号)

令和5年12月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案質疑(議案第62号、議案第55号)  
日程第3 議案の委員会付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問  
日程第2 議案質疑(議案第62号、議案第55号)  
日程第3 議案の委員会付託

---

出席議員(14名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 権藤 英樹君  | 2番 高木亜希子君  |
| 3番 高松 幸茂君  | 4番 樋口 隆三君  |
| 5番 組坂 公明君  | 6番 佐藤 裕宣君  |
| 7番 竹永 茂美君  | 8番 岩淵 和明君  |
| 9番 熊懷 和明君  | 10番 中野 義信君 |
| 11番 佐藤 湛陽君 | 12番 伊藤 善康君 |
| 13番 野鶴 修君  | 14番 江藤 芳光君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

|            |            |
|------------|------------|
| 局 長 浦 聖子君  | 記録係長 宮崎 恵君 |
| 記録係 上村 貴志君 |            |

---

説明のため出席した者の職氏名

|                   |        |          |        |
|-------------------|--------|----------|--------|
| 市長                | 高木 典雄君 | 副市長      | 重松 邦英君 |
| 教育長               | 樋口 則之君 | 市長公室長    | 中野昭一郎君 |
| 総務課長              | 吉松 浩君  | 監査委員事務局長 | 柳原由美子君 |
| 会計管理者             | 佐藤史津子君 | 市民協働推進課長 | 江藤 良隆君 |
| 企画財政課長            | 高瀬 将嗣君 | 税務課長     | 大石 恵二君 |
| 市民生活課長兼人権・同和对策室長  |        |          | 石井 良忠君 |
| 保健課長              | 末次ヒトミ君 | 福祉事務所長   | 佐藤 重信君 |
| 建設課長              | 石井 太君  | 都市計画準備課長 | 石井 孝幸君 |
| 水環境課長             | 瀧内 宏治君 |          |        |
| うきはブランド推進課長       |        |          | 手島 直樹君 |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長  |        |          | 高山 靖生君 |
| 浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長 |        |          | 木下 英樹君 |
| 学校教育課長            | 井上 理恵君 | 生涯学習課長   | 山崎 穰君  |
| 自動車学校長            | 松竹 信彦君 | 総務法制係長   | 高良 靖之君 |
| 財政係長              | 大中健太郎君 |          |        |

---

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めて、おはようございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、質問を許可します。この一般質問で今期最後の一般質問となります。3番、高松幸茂議員の発言を許可します。3番、高松幸茂議員。

○議員（3番 高松幸茂君） 改めまして、皆さん、おはようございます。3番、高松幸茂です。

議長の許可を得ましたので一般質問させていただきますが、それに先立ちまして1つお礼を申し上げますとともに、広報誌だけでは見逃す方もおいでになると思いますので、御紹介したくあります。

それは、「広報うきは」最新号の今年、2023年12月号の5ページに、小さくではありま

すが、QRコードで掲載されています令和5年度に始まった奨学金返還の支援制度です。対象者は若い方たちになると思いますが、広報誌を隔々まで見ていただきたいのは山々ですが、期待するほどには見られていないと思いますので、提案した議員の1人として、この生配信のほか動画を御覧になった方にも拡散していただけることを期待しています。

条件はいろいろありますので、詳しくは「広報うきは」の2023年12月号5ページにQRコードがありますので、そこから詳細を御確認いただきたいと思います。御紹介しました。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

今回、私は、いじめ・不登校への対策についてと防災対策について質問させていただきます。

まず、いじめ・不登校への対策についてです。通告書に基づいて質問させていただきます。

いじめと不登校への対策は、学校教育における大きな課題です。全国的には、いずれも増加していますが、増加率は自治体、学校ごとに様々です。いじめのほうの数値の増加については、いじめが増えているというよりも、いじめを発見できる先生方の目ができてきたと。それから、大ごとになる前の小さいいじめでも見つけることができ、それを解決に結びつけているというふうな見方もできますので、数字が増えていること、ただ、いじめが増えて大変だというふうには受け取らないでいただきたいと思います。

うきは市においては、不登校生徒の人数が高い値で推移しています。教育を受ける権利の保障の観点から様々な取組がなされてきていますが、十分な効果が表れているとは言えないと言わざるを得ません。よりよい方法で改善していくことが望まれますので、スクールカウンセラーや適応指導教室などについて順次質問を行います。

(1) これまでのスクールカウンセラーの活用について、不登校への対応以外も含めてどのような効果があったと考えられるか伺います。

(2) 今後、考えている不登校対策について伺います。

(3) スクールソーシャルワーカーの活用について、本市では過去にどのように活用し、効果があったのか伺います。

(4) 適応指導教室を学校復帰のための施設として設置していますが、適応指導教室に出ることも難しいひきこもり状態にある児童・生徒を家から出られるようにするには、どのように取り組むかについて伺います。

以上、教育長の答弁を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長、答弁。

○教育長（樋口 則之君） まず、いじめ・不登校への対策について、大きく4点の質問をいただきました。

まず1点目は、スクールカウンセラー活用の効果についての御質問ですが、うきは市は「福岡

県スクールカウンセラー等活用事業」を実施しており、令和4年度のスクールカウンセラーへの相談件数は、延べ対応件数が751件で、そのうち不登校・いじめ問題に関する相談件数は98件となっています。

相談者は、児童・生徒、保護者、教員であったり、あるいは保護者と児童・生徒と一緒に相談を受ける場合など、多様な相談に対応しています。内容としては、相談を希望する児童・生徒へのカウンセリング、保健室・相談室登校の児童・生徒の相談、不登校兆候及び不登校児童・生徒の相談、教室巡回後の指導・助言など、いずれも児童・生徒や保護者に寄り添った助言をいただいております。また、生徒指導等で気になる生徒につきましては、本人はもちろん、保護者、学校管理職や教職員にも助言をいただくなど、迅速な対応が行われており、状況の早期改善につながっていると考えております。

2点目の今後考えている不登校対策についての御質問ですが、今年5月8日から、5類感染症へ移行した新型コロナウイルス感染症ですが、今もなおその影響が続き、感染を予防しながらの生活の中、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性や、子供たちの不安や悩みが従来と異なる形で表れたり1人で考え込んだりする可能性を考慮し、引き続き周囲の大人が子供たちのSOSを受け止め、組織的な対応を行い、外部の関係機関等とも積極的に連携して対処するなど、一層のきめ細かな対応が必要となっております。

具体的な学校での対策としては、1つ目は、自分の存在が大切にされる学級の集団づくりと個々の学びを保障する分かりやすい授業づくりが前提になること。

2つ目は、児童・生徒が安心して周囲の友達や大人にSOSを出す方法を身につける学習。また、養護教諭やスクールカウンセラーなどを活用した心身の健康の保持・増進に関する教育の充実など、未然防止の教育が充実すること。

3つ目は、日頃の児童・生徒の言葉や行動、表情などに対して、教職員がアンテナを高くして、複数の教職員が連携して観察、検討、分析などを行い、情報の共有に努め、早期発見の精度を高めること。

4つ目は、ケース会議を開き、児童・生徒個々の状況や支援のニーズを協議し、校内での支援、家庭訪問の実施、校外の関係機関との連携、家庭や保護者への支援など、組織的に早期対応に取り組むことが大切であると考えております。

3点目のスクールソーシャルワーカーについて、以前、うきは市で活用したときの効果についての御質問です。

うきは市では、平成24年から25年までの2年間、「福岡県スクールソーシャルワーカー活用事業」を受け、両中学校を拠点校として、週1日ずつ配置をいたしました。その効果としまして、1つは、対人関係や心理社会的な能力であるソーシャルスキル、集団づくりなどのプログラ

ムを学校の研修会等で実施し、不登校等の未然防止として教職員の理解を図ることができたこと。

2つ目は、不登校などの児童・生徒に対して、計画を立てて家庭、学校、関係機関などに働きかけ、問題解決へのサポートができたことが挙げられます。

4点目の、ひきこもり状態にある生徒の改善の取組についての御質問ですが、学校に行くことが困難な状況になっている原因は、年々多様化・複雑化しており、うきは市では児童・生徒の状況に応じた学びの場として適応指導教室を設置しており、自立に向けた学習や体験学習を行い、生きる力を身につけ、学校への復帰をはじめ、社会的な自立を目指して支援を行っております。また、学校と社会福祉士等の専門員が連携して家庭訪問を行ったり、教育相談部会での会議では、福祉事務所の家庭児童相談員との情報共有や今後の方針の協議を行っています。

このように、今後も関係機関との連携をしながら、ひきこもりの子供たちの改善に向けた取組を行ってまいります。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松幸茂君） 順次、再質問をさせていただきます。

その前に、私、申し遅れましたが、2000年にキー・ノートが発足したときの立ち上げスタッフとして関わるようになって、その後、スクールカウンセラーになって、現在、だから不登校の子供との関わりを23年に、24年目になるんですかね、そういう人間ですので、多少専門的なこともお話しするかもしれませんが、そこら辺は分かりやすくお話しさせていただきたいと思っています。

それで、まずスクールカウンセラーの活用についてなんですけれども、スクールカウンセラーというのは学校長の指揮監督の下に、児童・生徒自身とか保護者、先ほど御紹介ありましたように、カウンセリング、それから先生のコンサルテーション、先生も教育の専門家ですから、心理の専門家としての指導・助言というのもちよっとおこがましいですけども、一緒に対等に、こうしたらいいですよみたいなことを話したりとか。それから、先ほど子供への教育、別のところで回答がありましたソーシャルスキルとか対人関係にスクールソーシャルワーカーを活用したという話がありましたけれども、スクールカウンセラーも同じような仕事をします。それから、先生方への児童・生徒理解などについての研修、これもソーシャルワーカーの活用のところで話が出てきました。

1980年代に研究事業と発して始まりまして、2005年には、勤務時間の差はあるんですけど、全部の中学校に配置されるようになりました。時とともに、最初はいじめ対策、不登校対策だったんですが、発達障がいの方への対応、それから自殺対策、ストレスマネジメントなどというふうに活用される課題が広がってきました。

福岡県では、チーム学校という表現をして、大分前から教職員の皆さんと、それから様々な専

門職、スクールソーシャルワーカーもそうです。とか、外部関係者の方々との、不登校に限らずいろいろな課題に取り組むようにしてきたはずですが、スクールカウンセラーの活用という意味では、まだまだ十分とは言えないようです。この活用事業が始まってから、もう1980年代に研究事業として始まりましたが、うきは市にはその後、90年代の後半ぐらいからじゃないかと思いますので、まだ30年ぐらいのことではありますけども、長いと言えば長いんですが、まだまだ活用が十分とは言えないようです。

現在、うきは市に配置されているスクールカウンセラーは、私より長いキャリアをお持ちの能力の高い方だと思いますので、スクールカウンセラーと話をさせていただいて、よりよい取組をお願いしたいと思います。現状、現在のカウンセラーとの取組についてはいかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

現在、スクールカウンセラーは4名配置をいただいております。中学校には年間1校当たり271.125時間、小学校が1校当たり28時間、千年小学校のみは56時間となっております。総時間数として中学校が542.5時間、小学校224時間ということで配置をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松幸茂君） 教育委員会としての把握は時間数ということでしょうか、先ほど教育長の答弁にもあったかと思いますが、不登校対策のところでは御紹介いただきました、いろんな活動をしていただいているというのは分かりますが、不登校を減らすための効果的な取組というのは、子供様々で多様性があるので、これをやれば正解ということはありません。個に応じた対応というのにも必要ですし、カウンセラーと子供、保護者との関係だけではなくて、先ほど御紹介いただいたように、この時間って決して多いとは言えないんですね。なので、少ない時間でスクールカウンセラーがどれだけ効果を上げられるかと言ったら、やっぱり先生方の力になることだと思います。

それに加えて、先生方の能力を上げるということにも、スクールカウンセラー役立てていただきたいんです。次々と新たな取組、何と申しますかね、新たな技術、カウンセラーとしての技術上がってきていますので、それもぜひ知っていただいて、学校に取り組んでいただくような、そんなことをぜひお願いしたいと思います。

じゃあ、次の質問に行きますが、初日、樋口議員の一般質問で、さいたま市のネット環境での学習支援というのが提案されておりました。それはもちろん有効活用したらいいです。それに加え

て、やはり対人的に直接学ぶ、その学習というだけではなくて対人関係を学ぶということも重要性が大きいので、学校に来れば一番いいんですけども、それが難しい方には適応指導教室。で、適応指導教室というのが学校に行かせるところだという形で、目の前に、適応指導教室の向こうにすぐ学校が見えていると。適応指導教室にさえも出てくるのが難しいという子供がいますので、そういう方たちのためにもやはり。そう、社会福祉協議会にはフリースペースがありますし、それら以外でも社会参加できるいろんな居場所に通えるような支援をぜひお勧めしたいと思います。その辺りについて見解がありましたらお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員の発言の中にもありましたように、平成28年に教育機会確保法が出されまして、何も学校への復帰を目的とばかりしない、社会的な自立を目指すんだという方向が示されました。そういうところから多様な学びが認められる。公的な機関だけではなくて、民間も含めて総がかりで、取り残さない、誰も取り残さないということで、関係機関と連携していけたら救われるのではないかなと思っています。

今朝の朝日新聞に、熊本市の、ロボットを動かして、いわゆるオンラインでの学習の充実で不登校の対策を進めているというような事例がありましたが、場所もそうですし、そういう学び方も多様にあると思いますので、社会的な自立に向けた支援を今後も探っていきたいと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松幸茂君） 多様な学びというのは、もう本当に大事なことだと思います。

子供の中には、学校に行けてないんだけど、適応指導教室はそこに通っていることで校長が認めれば出席扱いになるというのは割と知られていますけれども、そのほかのところでも、例えば先ほど御紹介した社協のフリースペース、ここは現在そこに行って、学習する方がどれだけいるかは分かりませんが、そこでの対人関係の学びとかもあると思います。その辺を出席扱いにしているかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 出席扱いにするためには、やっぱりある程度の学習内容、そしてその学習内容が子供たちに求められております。そしてそれについての評価、そしてその学習へ参加状況等がそろったところで出席ということをお認めしておりますので、今後その多様な学びを認めていく限りにおきましては、それをどう出席扱いとするかということも研究してまいりたいと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松幸茂君） 現状では出席扱いにはなっていないということだと受け取りました。

やはり子供の中には、出席になってるか、なってないかということに気にする子供おられますので、中身、どんなふうな活動をそこでしているかというところも御確認いただいて、認められるところは認めていただきたいと思います。

次が、今度はスクールソーシャルワーカーについてなんですけれども、ソーシャルワーカーの使命というのは、スクールがつくつかないかに関わらず、クライアントの権利擁護というのが第一になります。場合によっては、行政の期待、学校に来られるようにすることとかが、その子供の状況によっては、子供の権利というのを考えると、相反することも起こり得て、上手に取り組むというのがベストなんですけれども、なかなかそれが難しい場合もあるかと思っています。

少し前に伺ったことなんですけれども、県の補助事業になるんですかね、スクールソーシャルワーカーを導入しているところが、何か順番に回ってくるようなことがあるということも伺って、うきは市もそれがそろそろ回ってくるんじゃないかというようなことも伺っているんですが、ソーシャルワーカー導入するに当たってはよく考えていただいて、活用するとなったら上手に活用していただきたいなと思います。

続きまして、先ほどちょっと言いかけましたけど、適応指導教室を学校に行くための施設というのが前面に出てしまうと行きにくいというお話をしました。私がキー・ノート——適応指導教室を立ち上げてからしばらく務めたわけなんですけれども、登校チャレンジというのは大事なことで、それは設定しましたけれども、学校に行きたければ応援するよと。そうでない子供には無理する必要はないという形で最初スタートしていました。

こんなことがありました。当時の校長先生には大変申し訳なかったんですけれども、本人が会いたくないって。校長先生が適応指導教室に来て、本人に会わせてくれと。けども本人が会いたくないと言ったときには、面会をお断りしてしまったこともあります。そうすることで適応指導教室は安心なところだということで通い続けることができるようになりましたので、そういうこともありました。

以前、キー・ノートに行かせると、適応指導教室に行かせると学校に来なくなるというふうに誤解されたことがありました。これは大きな誤解で、それを生んでしまったのであれば、また改めておわび申し上げます。適応指導教室では、様々な力をつけて社会に出ていくことができるように支援しています。

例えば、私が指導員をしていた頃、小学生だった方なんですけれども、中学校には1日も通うことなく卒業して、その後、単位制高校に通って立派に社会に出ていった方がおられます。一方、ひきこもりを続けて、場合によってはそれが長引いて、御本人の幸福度の低さはもちろん、社会的にもそういう場合は大きな損失になりますので、ぜひ出ていける場所としての適応指導教室以外のところも考えていただきたいなと思います。



ここで、用意しました資料の説明をちょっとさせていただきたいと思います。細かい字で大変恐縮なんですけれども、これは私がキー・ノートの指導員を務めた後、臨床心理学を学び直して研究したときの、右下に書いています2005年に私が作成した資料です。下の真ん中に書いていますように、私、研究したのが、「不登校からの社会参加を促進した母親の変化とサポートのプロセス」ということで作った資料なんですけれども、これ後ほど、SNSで発信しようと思っています。動画配信を御覧の方には、そちらから御覧いただけるようにしたいと思います。

これ全体を説明するには、1時間では到底足りませんが、ここでは主に右端の上のほうに書いています「子どもの変化」という部分を使って、不登校の子供の状態変化を簡単に解説させていただきます。ただし、これは全ての子供がこのように変化するわけでもありませんし、行きつ戻りつすることもあるということをお断りしておきます。

不登校になりますと、この図で言うと左上になります、困惑状態。不登校を問題と捉えて、登校を強制する。これ、親御さんがやりがちなことです。こういうことが起こると、子供は自責の念を強く持って、すみません、右端に行きますけれども、大変苦悶します。場合によっては、暴れたりするようなことも起きてしまいます。これは、追い詰めるとこんなことが起こってしまいます。

その後、ある程度、左端から次の1個右に行って、少し下がったところに容認段階とあります。ある程度、不登校もいいじゃん、こんなに苦しんでいるんだったら無理して学校へ行くことないよとなると、少し休むことができ、余裕ができてきて、それが右端で言うと休息というところになります。で、休むことができ、エネルギーたまってきて、自分のやりたいことをやったりしてエネルギーがどんどんたまってくると、やっぱり子供たち、学校に行きたいとか、学校じゃなくても外に出たいとかいうようなことで、だんだんと始動し始めて学校に行く準備ができたりとか、少なくとも家から出て外に行くことができたりするようになって、学校に挑戦したり、その下に行きますが、不安定、時々行って時々休んでというようなことが起こってきて、安定して学校に行けるようになるというような変化が起きてきます。

ここには、左側、全部説明しませんけれども、いろんな関わり方、適切な関わりをすれば、そういうことができるようになります。

繰り返しになりますが、適応指導教室が学校に戻すことを前提としている、これは大前提として、必ずしも学校に行かせることを強制しないということを皆さんに認識していただければ、ひきこもり状態から適応指導教室に来れることを期待できますが、やはりそこにはもうワンステップ、学校が目の前にちらつかないような、そういう施設があるといいなと思います。市独自で設置することが難しいとしても、連携してフリースクール、うきは市内にはないかもしれませんが、そういうところへの通学を支援するですか、キー・ノートが、適応指導教室がスタートし

たときには久留米市との連携もしていました、朝倉市との連携もしていました。そんなことで双方に知り合いがいるところには通うのが難しいけれども、知らない人ばかりのところだったら通えるという子供もおられるんで、なのでそういう連携も復活していただけるといいなと思います。

ちょっと長々と話してしまいましたが、見解を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 先ほども申しましたが、うきは市の適応指導教室「キー・ノート」も、学校の復帰を第一義的に考えているわけではございません。この確保法ができてから、特に社会的な自立を目指していくんだ、何が何でも学校に復帰させるということを考えてやっているわけではありません。それで子供たちも、続けて来る子供もおりますし、途中、途切れて来ない子もおります。また、数か月たって戻ってきてる子供もおります。私も毎月、適応指導教室から出席状況、そして子供たちの様子を記録してもらっていますので、それを全て目を通させていただきます。で、子供たちの学習状況は把握しているつもりでございます。

それで、議員もおっしゃいましたが、中学3年生で高校進学している子供も数多くおります。その後、就職して、普通に働いている子供もおります。といいますのは、適応指導教室に通った子供たちが遊びに来たりすることがあります。就職したりした子供、高校に進学したりした子供がですね、あの頃のことを話してくれたりすることもあるそうです。

そういうことで、適応指導教室ばかりではなくて、近隣の市町村にはフリースクールもあります。議員もおっしゃいましたように、フリースペース、社会福祉協議会のそういう学びの場もあります。今後、公として、民間として、いろんな学びの場が設置されるやもしれません。そのどれに限るということではなくて、子供たちが選択できる、保護者を含めて選択できる、そういう学びが多様に保障されるような社会になればと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松幸茂君） 多様な学びの場、キー・ノート——適応指導教室だけではなくて、いろんなところに行けるよということ、教育委員会としても支援していただけたらというふうに理解いたしました。ぜひ、家から出られない子供たちにとって、出て大丈夫なところがこれだけあるよというようなこともお知らせいただきたいですし、それから今度は逆に、学校に来てないからって学校の先生方から見放されたという感じを子供たちに抱かれないように、あんまり近づき過ぎると子供たち警戒してしまいますけれども、待っているよというメッセージは発していただきたいなと思います。これは学校の先生方にぜひお願いしたいところで、その辺は個別性も高いので、ぜひスクールカウンセラーの活用もその面でもしていただきたいなと思います。

では、この件はこれぐらいにさせていただきます。

ついでにもう一つ、学校だけではなくて、カウンセラー、スクールのつかないカウンセラー、学校に勤めているからスクールカウンセラーなんですね。カウンセラーはいろんな職場で働くことができます。心理的な援助、ストレスマネジメントとか自殺予防対策とか。なので市長、市役所に置けるといいなと私は個人的には思っています。これは常勤ではなくてもいいんですけども。何でしたっけ、いろんな相談をオンラインでできたりとかいう制度が採用されているのも、以前、答弁いただきましたけれども、やはり定期的に来て、どこかで相談できるというようなことがあると、よりよいなと思いますので、これもよかったら検討していただきたいなと思います。これは要望です。

では、防災対策について、今度は質問させていただきます。

今年7月10日の集中豪雨で、山間部では、規模としては比較的小規模でしたが、数多くの土砂災害が発生しました。平たん部については、小規模河川の内水氾濫による住宅・店舗・工場などの床上・床下の浸水被害、それから多くの車両被害が発生しました。今後も地球温暖化は続きますので、同様な、それ以上の豪雨がどこかで必ず起きることを想定しなければなりません。

通告文書の(1)の部分は、ちょっと範囲の広過ぎる表現をしてしまいました。担当課長には説明しましたが、ほかの皆さんに分かりにくいと思いますので、少し具体的な表現に変えて質問し直します。

(1) 想定降雨量などに基づいて、元の文章では防災施設整備と書いてしまいましたが、様々なインフラ設備と捉えてください。例えば、川の堤防や橋、ダムなんかです。こういうものは、想定降雨量などに基づいて整備されていると思います。その限界をどのように理解しているか、考えているか。激甚化の進む災害を想定すると、防災対策にかかる予算をどこまでかけるのかということについて伺います。

2番目、発災を見越してどのように被害を少なくするのかについて、行政ができること、地域で取り組めることを市民にお知らせして、より狭い範囲、各家庭、個人で備えておくことを、市民の皆さんまで行動レベルで表現する、記述することが理想であると思いますが、どのように取り組んでいこうとしているかについて伺います。

それから3番目、地球温暖化を止めるのが根本的な解決の方法ですが、市民の理解が進んできたとはいえ、具体的な行動に移している市民はそういう市民ばかりとは言いがたいと思います。もっともっと啓発が必要だと思います。市としての取組はどのように行うか伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、防災対策について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の想定降雨量などに基づいた防災施設整備の限界をどのように考えているか。激甚化の

進む災害を想定して、防災への費用を増やすのかという御質問をいただいております。

今年7月に被災した被災箇所の復旧については、年内いっぱいを目途に、国の災害査定を受け災害復旧に全力で取り組んでいるところでございます。今後も予想される大雨に対しても、国や県と連携しながら、河道の掘削や築堤、砂防堰堤の整備等を行ってまいりたいと考えております。

また、近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、今、議員御指摘のインフラ整備を担っている管理者のみの対応には限界があることから、流域内のあらゆる関係者が協働して水災害を軽減する「流域治水」にも取り組んでいるところであります。

また、議員御指摘の防災への予算対応につきましては、郷土を保全し、市民の生命・身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上、最も重要な施策であると考えております。状況に応じて、しっかり予算化をしてまいりたいと考えております。

2点目の発災を見越してどのように被害を少なくするかについて、市民の皆様に対しどのように取り組んでいこうとしているのかの御質問をいただきました。

地震や風水害などの災害が発生した場合、公的機関による救助活動、いわゆる「公助」には限界があり、自分自身や家族による「自助」、友人や御近所など地域の方々による「共助・互助」での救助活動や助け合いが大変重要になると考えております。

まずは、「自らの命は自らが守るという自助」が大切になってまいります。防災意識の向上、日頃からの備え、発災時に身を守る行動など、総合防災マップに記載するとともに、ホームページや市の防災情報を1つにまとめたサイト「防災すまっぼん」等で発信をしているところであります。

また、共助・互助として、自治協議会や行政区単位での自主防災組織の設置にも取り組んでおります。自主防災組織は、災害発生時に組織的な活動を行うことにより、被害を最小限に抑えることができるとともに、日頃から研修や訓練などを行うことで住民相互の意識向上が図られるなど、重要な役割を担っております。市といたしましても、防災訓練や防災講習会を開催するとともに、地域防災力強化事業補助金による防災資機材等の整備を進めているところであります。今後も引き続き、一人一人の防災力向上と自主防災組織活動の強化を図りながら、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の地球温暖化対策に関する市民の啓発の取組についての御質問であります。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、産業・家庭・運輸など、それぞれの部門においての取組が求められております。政府が令和3年10月に策定した「地球温暖化対策計画」では、基準年度としている2013年度、平成25年度の国全体における二酸化炭素排出量は12億3,500万トンと推計されております。部門ごとの排出割合といたしましては、産業部門からの排出が約37.5%、次に業務その他の部門からの排出が約19.3%、その次が家庭部

門からの排出で約16.8%となっております。

また、直近の実績値として、2019年度、令和元年度の国全体の二酸化炭素排出量は10億2,900万トンと推計されておりますので、2013年度と比較しまして2億600万トンが削減され、率にして約17%の削減となっております。家庭部門からの排出量につきましては、2013年度の排出量2億800万トンに対して2019年度の排出量は1億5,900万トンとなっておりますので4,900万トンが削減され、率にして約23.6%の削減となっております。これは国全体としての排出量の状況でございますが、本市における状況も、国全体の傾向とおおむね一致をしているところでございます。

国は、2030年度、令和12年度の二酸化炭素排出量を基準年度の2013年度から46%削減するという高い目標を掲げており、さらに50%の高みにも向けて挑戦を続けるということも宣言をされております。減少傾向にあるとはいえ、目標を達成していくためには、あらゆる分野においてさらなる取組を続けていく必要があります。政府の「地球温暖化対策計画」におきましては、家庭部門の二酸化炭素排出量の削減につきまして、2013年度と比較して2030年度に66%削減するということを目標値として定めております。この実現に向け、政府は脱炭素に向けた国民のライフスタイルの転換を強力に後押しするための取組として、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動」を開始しております。

脱炭素の取組は、あらゆる分野、あらゆる主体において、まさに国民運動として実施していかなければならないと考えておりますので、この運動に本市といたしましても賛同し、国と一体となって情報発信等を行っていききたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松幸茂君） 国の施策について詳しく御説明いただきましたが、市民レベルで考えますと、まだまだ皆さん、脱炭素についてのいろんな具体的な行動にどれだけ取り組んでおられるかという、まだまだだと思えます。

それについてどうこう言ってもしょうがないと思われるかもしれませんが、私たちの身近で起こっている自然災害というのが、地球温暖化とどれだけ強く関わっているか、それを皆さんが日常を変えることの苦しさということから、なかなか変えることにつながっていないんだと思うんです。それをもっと発信して、豪雨災害どうにかしてほしい、堤防をどうにか、しゅんせつ、具体的に目に見える対策としては必要だと思いますけれども、自分たちが何とかしないと。それも、自分だけがやってもというようなことをおっしゃる方が大変多いですが、やっぱり自分がやって、周りの人にも勧めて温暖化対策に取り組んでいかないとよくはならないことなので、そういうことをもっともっと知っていただきたいなど。

ここは、うきは市の行政に要請することではなくて、市民の皆さんへの発信という意味も込め

て申し上げますけれども、やはり私たち自身が取り組んでいかないと変わらないことで、これはうきは市だけではなく、日本全国、全世界でやっていかないといけないことで。こんなことここで申し上げてもしょうがないと言われるかもしれませんが、ぜひ市民の皆さんにもお考えいただきたいことだと思います。

ちょっと資料を準備しましたので、ここで資料の説明をいたします。ちょっと時間が足りなくなりそうです。

2ページ目、イラストと写真があるものです。この資料、すみません、この2ページ目は私が作成したものです。上半分は、「航空レーザー測量による土砂災害の計測と、解析データからわかる過去の災害および今後のリスク」という題名です。上半分ですね。

飛行機からレーザーで測量します。そうすると、樹木や建物があって邪魔になりますけれども、データを解析することで地面だけを図にすることができます。3・4ページ目に6枚の画像がつけてありますけれども、赤色と緑色のところが比較するものなんですけれども。この6枚の図は、アジア航測株式会社に資料許諾を受けて載せているものです。後ほど、これもSNSに、このアジア航測株式会社のホームページのURLを載せて発信するつもりです。その許可も受けています。そのホームページから、もっと多くの情報が得られます。

資料の説明をします。3ページ目、御覧ください。

上が、田主丸竹野地区の7月11日の災害現場の航空写真です。3つある黄色い枠の一番右側、これを拡大したのが左下の写真で、同時にレーザー測量して解析したのが右の赤色立体地図です。全く同じ場所で、左の写真でえぐれているところは、右の写真でも削れている様子が分かりますが、この右の赤いほうでは、それ以外にもくぼんだり削れたりしている様子が分かると思います。

その次のページの上の2枚を比べてみても、これはさっきの黄色い枠で言うと右から2番目になりますけれども、左の写真では、横向きになっているのが谷筋なんですけれども、この谷の下側部分が大きく削れているのが分かります。右側の赤い立体地図では、横向きの谷の上側部分にも過去の土砂崩れが分かります。

こんなふうに、現在の地面をレーザー測量して解析することで、過去の災害履歴が分かります。それは、今後起こるであろうリスクをあらかじめ知ることにつながります。現在、土砂災害警戒区域とか特別警戒区域とか指定されていますけれども、これを見直すことがもう言われております。それにも生かせるということです。

そこで提案です。

うきは市でこのレーザー測量を発注するということは、かなり価格もかかるでしょうし、大変かもしれません。でしたら、周辺自治体と一緒にになって取り組むか、県に働きかけて県全体で必要なところに飛ばしていただくということも考えてはいかがでしょうか。巨瀬川の流域の対策と

組み合わせて取り組むことも考えられるんじゃないでしょうか。見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、前段の脱炭素化のうきは市民の皆さんへの周知の話であります。

昨日の夕刊にも大きく報道されておりましたが、春夏に続いて秋も気温が過去最高となったと、四季が薄れている。このことは、全ての国民が自分事として、やっぱり感じて対応していかなくちやいけなくちやいけないんじゃないかという報道が大きく、昨日、新聞で報道されていました。まさにそのとおりだと、このように思います。

そういう中、議員も御承知のとおり、環境省が進めます脱炭素先行地域にうきは市が選定をされました。このことも、うきは市民の皆さんにもお知らせしながら、この先行地域で我々がどういうことをやるのかということも、しっかりうきは市民の皆さんに伝えていかななくてはいけないことではないかなと、このように思っています。

今、議員のほうから、田主丸町竹野地区の大規模な土石流災害のことについて、今お話がありました。昨日も答弁させていただいてますように、幾つもの表層崩壊が沢筋に合流して、あれだけの大規模な災害が起きたというふうに思っております。このことは、うきは市におきましてもいろんな沢筋がありますので、我々はしっかりそこは捉えていかなくちやいけなかなと思っいるんですが、それをしっかり科学的にというか、分析したのが、この総合防災マップであります。この中で、もう議員も御承知のように、イエローゾーンの土砂災害警戒区域、あるいはレッドゾーンの土砂災害特別警戒区域、これは県のほうがしっかり科学的なデータを基にして指定をしているわけですので、しっかり県とも連携してやっていきたいなと思っっています。

それから、過去の事例は、議員も御承知かもしれませんが、このように「災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ」、2バージョン発表して、市民の皆様にもこれを説明しながら情報共有化を図っているんですが、このパート2には、西暦679年以降、かなり詳しいうきは市内における被災状況を掲載しておりますので、そういうことを踏まえて、今後もまさに「逃げ遅れゼロ」、まずは自らの身を守るということを市民の皆さんに周知をしていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 3番、高松議員。

○議員（3番 高松幸茂君） そういう広報活動をしていただいているのは、私もよく存じ上げております。科学的に指定されているということなんですけれども、それがあっても、この間の竹野地区ではイエローゾーンじゃないところで災害が起きています。それもよくよく見れば扇状地なので、もう扇状地というのは崩壊してできた土地ですから、イエローゾーンに指定しなくちやいけなかったところが指定されていなかったということもあまして、もう一度こういう最新の方法を用いて調べ直すのが必要んじゃないかということをお願いいたします。

それと、山間部だけじゃなくて、町なかの水没された、被害を受けたところがたくさんありま

す。それと、一番最初のところに防災施設整備という書き方で分かりにくかったと思うんですけども、想定が時間雨量70ミリとか100ミリとかいう想定で、それだったら大丈夫というような堤防の造り方がしてあると思うんです。

ちょっと私、正確に調べてないですけども、それを超えるような雨量がこれから起こり得る、起こると思ってあらかじめ逃げしておく必要がある。高さをかさ上げするとか、重要なものは上の階に持っていったとか、それとか特に避難の難しい高齢で寝たきりのお年寄りとか、そんな方があらかじめ安全なところへ移動していただくとか、要支援者という議論が今回ありましたけれども、そういう方に対する、あらかじめどんなことができるかということももっと考えておかないと。実際、集中的に線状降水帯とかで大雨が平野部でも降った場合には、そらなかなか対応が難しいことになる。そんなことを考えますと、あらかじめどんなことが、それぞれの方の御家庭で一人一人のできるかという想定をしていただくことが具体的に必要になってくるんですね。

なかなかそれが広報活動だけで届いておりませんので、またちょっと提案なんですけども、これ2ページ目の下のほうになりますけども、ぜひ市民の皆さんに意識していただきたいことです。気象災害は、地球温暖化と強く関係していますので、災害が発生したときのための事前の対策は必要。しかし、それを上回る災害が発生する可能性がある。温暖化を止めるための取組が、これは不可欠で、行政でできる対策は政府の補助金も使ってどんどん進めたらいいと思いますし、市民としてできる対策は生活を変えてでも意識して取り組まないと、孫子が被害を受けるどころか、これから数年のうちに自分自身に降りかかることかもしれないというふうに考えていただきたいと思います。

市民の皆さんに対する防災意識の向上のためにも、危険箇所の周知、それから防災マップ作りのための集落内や避難所までの経路の確認。これは昨日とかおとこの議論の中で出てきましたけども、妹川地区では順次行政区を回って防災マップを作るための活動をしてあります。

あと、やるだけなんですけども、なかなか進みません。うきは市には、防災士資格取得のための補助制度もありますので、何人も防災士がいるはずですよ。把握しているなら、そういう方たちをつないで、防災士同士でいろんな啓発をしようとかいうことにも取り組んだらいいと思います。私も、その1人です。私自身としては、十分な活動はできておりませんが、呼んでいただければ幾らかでもお役に立つことができると思います。温暖化防止のための啓発も併せてしたいと思っています。

以上です。終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、3番、高松幸茂議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了いたしました。



○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10時15分より再開します。

午前10時01分休憩

-----  
午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開します。

----- . ----- . -----  
**日程第2. 議案質疑**

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第2、議案質疑を行います。

初めに、議案第62号うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。議案書のほうを準備願いたいと思います。

それでは、説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島でございます。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第62号うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和5年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市つづら棚田交流センター。
- 2、指定管理者に指定する者、うきは市浮羽町浮羽895番地、つづら棚田保全協議会。
- 3、指定する期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

開設から地元のつづら棚田保全協議会が管理者となり、都市と農村の交流を促進し、山村地域の活性化を図る施設の運営をしております。今回も3年間の期間で、施設の有効活用と都市と農村の交流を推進していくことで管理をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませぬか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

指定管理の件ですけど、指定管理することにつきましては何ら反対するものではございませんけど、このうきは市つづら棚田保全協議会、これが現状、かなりもう当初から比べると高齢化もしてきておるし、非常に管理する上でも厳しい状況になっているのではないかなというふうに感じております。今年の彼岸花めぐり等のイベントにも参加しましたが、その中においても、やっぱり以前に比べると来場者が非常に少なくなってきたと。

そういった中において、この管理の内容が全くここに記載されておられませんけど、例年と全く同じような状況で管理をさせるのか、そういった中で果たして指定管理として運営がやっていけるのかという心配をしております。そういった意味で、もう少しその辺のところが分かりましたらお知らせ。最終的には委員会のほうに付託されますけど、私どものほうは委員会のほうには出席できませんので、そこら辺の内容をもう少し具体的に分かりましたらお願いしたいと思います。

それともう一点、やはり市として、やっぱりつづら棚田山荘をずっと支援していくべき立場にあるのではないかなというふうに思っております。一般質問で言いましたように、やっぱり農山村を守っていくという立場から、この指定管理は、ただもう指定したからそれでいいということではなくて、今後どのようにこのつづら山荘について支援を図っていこうとしているのか、そういった考えもありましたら併せて回答をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 指定管理者の状況を踏まえた現状についての御質問でございます。

今、つづら棚田保全協議会の構成は、3世帯4人で組織を今しておる状況でございます。これまで、このつづら山荘で、都市と農村の交流ということでいろんな活動をしていただいております。そんな中で、今回もまた新たに3年の期間をお願いするものでございますけれども、やはりそういった組織構成が厳しくなっておる状況から、できれば活動を強化したいところはやまやまなんですが、やはり現状維持が精いっぱいというのも現状でございます。

そういった中で、宿泊であったり日帰りのお客様であったり、そういった方を受け入れてやっておる中、やはりコロナがございまして、参加者、利用実績としましては、やはりコロナ前の今、半分の状況でございます。私どもとしては、その利用者の数を増やすのもやはり1つではございますけど、やはり一人一人に質の高い交流をやっていくこともこれから必要なのではないかなというふうに思っております。そういった意味で、厳しい状況ではありますけれども、引き続き維持をしてやって、お願いをするものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 言われておることは、十分に理解はできます。ただ、問題としては、やはり普通、指定管理して指定管理料を支払うわけですけど、その枠の中でやっぱり指定管理受けた、受託された側もそれなりの利益なりを生みながら、やっぱり運営をしていくというのが指定管理の1つの基本ではないかなというふうに考えております。

そういった中において、この4人でここを運営しております。もうかなり高齢になってきております。そういった人たちに負担をかけないという考え方も分かるんですけど、それで利用者がどんどん減っていつているというふうな状況において、やはり一番あるのは、市としてこのつづ

ら山荘をどういうふうに関後活用していくのかというのがないと、ただ単にあのときにつくったからそのまま指定管理をしていると、ずっと守っていくために指定管理を取りあえず頼んどこやというふうな、そういう安易な気持ちでこの指定管理、やっぱりしていくべきではないと思います。

市として、ここをどう関後活用させていくのか、もっともっとやっぱり農山村の、あのつづら棚田をもう少し観光地として売り出していくとか、そういう目的をきちんと明確にして、それを補うがために、このつづら山荘というところをもっともっと活用していくというふうな、やっぱりきちんとした構想を持って指定管理もしていけないと、ただやみくもに指定管理を従来どおりただします、ただしますということじゃなくて、だからきちんとした市の支援策なり、そういうものも指定管理と併せて、市が関後どうしていくかという、やっぱり計画性のある指定管理を行っていただきたいと申します。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議員おっしゃるとおり、なかなか厳しい状況である中で、やはりその中山間地を守っていくためにも必要なステップと考えております。棚田の保全も大変厳しい状況でありますけれども、併せまして、このつづら山荘を含めて都市との交流を引き続き促進していきたいと、そのように考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 質問内容は、ほぼ一緒になると思いますが、具体的な回答をお願いいたします。

1点目が、つくられて、これ今までの成果と課題についてももう少し教えていただけないだろうかというのが1点です。

それから2点目として、関後の方向性としてどのようなことを考えて発信されていこうとしているのか。年末になりまして、いろんなところからのカレンダーを見たときに、例えば秋であれば、私も参加しましたその彼岸花めぐりでいいんだらうけど、これも年1回になってしまいますけども、あちこちの棚田の写真を見ますと、例えば田植えのときの棚田の風景、あるいは雪が積もったとき、あるいは朝日・夕日などなど、いろんな部分での発信がされていると思います。そういう意味での新たなプランとか発信はどう考えてあるのか。

最後に3点目が、つくられてかなりの年数がたつておると申しますが、関後の維持管理費はどのように考えてあるのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 3点の御質問をいただいております。

まず、成果と課題でございます。成果につきましては、これまでコロナ前から都市との交流が

続いてきているところでございます。課題としましては、先ほど申し述べましたように、やはり組織体としてなかなか高齢化等もありまして厳しくなっているという状況でございます。

それから、つづらの発信でございますけれども、つづらの発信とつづら山荘の発信は分けております。つづらの発信につきましては、ブランド戦略係や公社のほうでの発信が中心になるかと思えます。つづら山荘としましては、やはりそれ単体での発信はなかなか難しいところがございますけれども、例えば棚田オーナー制度で、その場所を活用して、今週末ももちつき体験等ございますけれども、いろんなイベントで使わせていただく中で山荘をまたアピールしているところがございます。彼岸花めぐりにつきましても同様でございます。

それから、維持管理費につきましては、基本的には一番多いのが人件費でございます。やはり執務されました方々への日当といえますか、お支払いが主なものになっております。その他、食事提供に係ります食材費、光熱水費、修繕費、消耗品費、そういったものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 総務産業常任委員会のほうでまた聞かれるとは思いますが、都市との交流、確かに福岡で会った方に、いや、私は実はつづら棚田のオーナーですよと言われて、ああ、そうですかということも多々あったんですけれども。その辺をもう少し、やはり整理して発信していかなければいけないのじゃないかなというふうに思っております。

それから2点目は、先ほどの発信とも関係するわけですが、天気が悪かったから棚田めぐりも少なかったんだろうとは思いますが、ただそこだけの行ったり来たりだけではもったいないので、先ほど言われました棚田オーナー制度もあるということですので、その辺からの発信もされていると思うんですけど、もう少し、極端な言い方しますと、新聞等での発信があれば参加者も増えたりするのかなというふうに思っております。

最後は、当分の間は施設の改修はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。この指定管理の期間。

以上、3点、再度お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 1点目と2点目の質問につきましては同様かと思えますので、そのつづらそのものも含めまして、しっかりと発信をしていきたいと思っております。

それから3点目のところですが、今のところ、当面大きなそういった改修のところの予定はございません。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番の高木です。

ひょっとしたら関連質問というようなニュアンスになってしまうのかもしれないんですけど

も、市として、新川・田籠のこの路線の中で、このつづら棚田交流センターというのが、恐らく都市の方々との交流のメインアイコンのような位置づけになるのかなというふうに思っております。面として考えた場合に、この間の野鶴議員の一般質問の中にも上げていらっしゃったんですが、この地域の方々が、今現在その交流を担ってくださっている方々が、自分たちがやれるのは、あと5年ぐらいなもんじゃないかという御発言があったかと思えます。

で、指定管理をしていただいているそのほかのいろいろな施設がこの中で、このエリアであるかと思えます。私は、もうそろそろ、その中でやはり取捨選択をしていく時期、実際、現場の方々があと5年ぐらいだろうという御発言をされているわけなので、これ単体で指定管理の是非というよりも、面で考えていただいて、これを契機に何が一番このエリアのメインのアイコンたり得るのかというところであるとか、実際のプレイヤーの方々がこれからも存続して下さるのだろうかですとか、そういったことをそろそろ議論のテーブルのほうにのせていただく時期なんじゃないかなというふうに思っております。その辺りは、いかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議員御指摘のとおり、非常にやはり地元だけでは、その地区を維持することが大変難しくなっている状況でございます。山荘にしましても、つづらの営農にしましても、やはりその地元だけではもう現実的に無理でございまして、やはり地区外、市内の平地からの応援であるとか、あるいは外部、市外からの応援というのがないと成り立たない現状でございますので、もし今後も指定管理を継続するとなれば、そういった当事者以外の応援をやはり考えていかないといけない状況でございまして、まさにそういったものも含めて今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

なお、本案につきましては、開会初日に議案第71号うきは市一般会計補正予算（第8号）を先に可決しましたことに伴い、議案第55号及び議案第71号に係る条項、字句、数字、その他の整理については、議長に委任されておりましたので、議案第55号については補正の号数を第7号から第8号に、議案第71号については補正の号数を第8号から第7号に整理いたしました。また、補正予算書の計数に変更が生じておりますので、お手元に計数整理表を配付いたしておりますので御確認ください。

皆さん、御確認よろしいですかね。理解いただいていますね。ありがとうございます。

それでは、早速質疑に入っていきたいと思えます。

それでは、まず予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書をお手元に御用意いただきたいと思います。それから、併せまして本日配付の資料等も御準備いただきたいと思っております。

まず、その資料の説明からさせていただきたいと思っております。

まず1点目が、先ほど議長のほうが申しあげました計数整理表でございます。こちらのほうにつきましましては、議会初日に追加補正のほうを先に御議決いただきましたので、それに伴って今回御審議いただく補正予算の計数に変更が生じている箇所がございます。それをまとめたものでございます。

ただいまから、この補正予算のほうを説明させていただきますけれども、その説明に際しましては、計数整理後の数値にて行わせていただきたいと思っております。議員の皆様には、お手数をおかけしますが、御確認をお願いしたいと思います。

それから、予算書の差し替え資料のほうを配付させていただいております。予算書10ページ、債務負担行為補正内容において追加漏れがございました。追加の表の一番上の段、保育所等整備事業費補助金（幼稚園分）、限度額といたしまして2億9,009万2,000円の分でございます。この詳細につきましましては、債務負担行為補正の中で改めて御説明をさせていただけたらと思っております。

それから、またもう一部、資料のほうを配付させていただいております。こちらの資料につきましましては、今回、新たに歳入の合併特例事業を財源として充当した事業が多数ございます。説明では分かりにくいのではないかとというふうな御意見をいただきましたので、一覧表にまとめさせていただきました。こちらも歳入の市債の折に御確認いただきたいと思っております。

急な差し替え、資料の配付になりまして大変申し訳ございませんでした。御対応のほうをお願い申し上げます。

それでは、予算書の1ページ、お開きいただきたいと思います。

議案第55号令和5年度うきは市一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度うきは市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,477万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億8,394万万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補

正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。令和5年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

続いて9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。3件の追加を行うものです。

7款1項商工費、総合交流ターミナル改修工事設計業務委託料は、道の駅うきはの物産館の改修工事に伴う設計業務委託料を今回の補正予算において1,120万円計上しておりますが、そのうち次年度で支出する分、790万円を繰り越すものでございます。

以下、2つは、災害復旧に係るものでございます。現年発生農地災害復旧事業につきましては、本年7月に被災した農地及び農業用施設の災害復旧に係るもので、総額5億9,441万2,000円を次年度に繰り越すものでございます。

現年発生公共土木施設災害復旧事業につきましても、7月豪雨で被災した道路及び河川に係る復旧費用4億7,400万円を次年度に繰り越すものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。追加分として4件を計上いたしております。差し替えをさせていただいた分でございます。

まず1点目、吉井幼稚園の園舎建て替えによる分でございます。保育所等整備事業費補助金（幼稚園分）ということでございます。内容につきましては、先ほど申し上げました吉井幼稚園の園舎建て替えによる国・県の補助分でございます。吉井幼稚園の園舎の建て替えを本年度末から着工いたしまして、来年度末、令和7年3月に完成する予定ということでございます。総事業費は6億732万6,000円でございます。建て替えに際しましては、国庫補助2分の1、市補助4分の1、事業者負担が4分の1となっております。次年度、市の債務が発生することから、国・市の補助分2億9,009万2,000円を新たに追加するものでございます。

続きまして、西隈上団地PFIアドバイザー業務委託料は、西隈上団地の建て替えに伴い、PFI法に準じた公募準備事業等を進めていくため、必要なアドバイザー業務委託契約を本年度中に締結するものでございます。

水質検査手数料は、市が管理する公営住宅等の水質検査業務について、年度当初から切れ目なく検査を実施するために、次年度実施する事業者を今年度中に選定するものでございます。

スポーツアイランド樹木等管理委託料につきましても、次年度実施する事業者を今年度中に選定することで、4月当初から草刈り等の作業ができるようにするものでございます。

次に、変更分として1件計上しております。浮羽地域包括支援センター運営業務委託料は、同センターの運営委託期間が本年度末で完了することに伴い、向こう3年間、令和8年度までの期間で事業者を選定する予定にしておりましたけれども、令和6年1月に法改正がありまして、

3か年間の委託方針が示せず、令和6年度、1年間のみの契約としたいため期間の変更を行うものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございます。追加分として4件を計上しております。

災害援護資金貸付金、限度額266万円。農林水産業施設災害復旧事業、限度額7,950万円。文教施設災害復旧事業90万円。その他公共施設等災害復旧事業、限度額が730万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更分として6件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法等に変更はございません。

最初に、合併特例事業で7,760万円増額いたしまして、限度額を2億5,460万円とするものでございます。次に、過疎対策事業で850万円を減額いたしまして、限度額を2億4,550万円とするものです。次に、緊急防災・減災事業で80万円を増額いたしまして、限度額を1億4,440万円とするものでございます。次に、防災対策事業で1,470万円を増額いたしまして、限度額を2,070万円とするものでございます。次に、公共事業等債で560万円を減額いたしまして、限度額を2,830万円とするものです。最後に、公共土木施設災害復旧事業で6億3,720万円を増額いたしまして、限度額を6億6,790万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、歳入22款市債で説明をさせていただきます。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点、お伺いします。

今回、7号と8号が変わったということですかね。一番、初日に8号があったと思うんですけど、その訂正はせずに7号の訂正からなんですかね。あれが8号だったからですね、総額が一緒になると思うんですけどですね、間違ってますか。よく分かんないですけどね、一番最初に出した8号の訂正をした下で、この7号の補正をせんと、どっちとも合計が一緒になってしまうじゃないんですかね。そこが分かんないですけどね、そこはどんなふうなのか。8号で可決してですね、また7号を8号にするというのは、その手続上、いいもんか。よろしいんですけど、この7号を8号として訂正するなら、最初にもらった8号を7号に訂正を先にしてもらわんと混乱するんですけど、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 冒頭、申し上げたとおり、説明したつもりですけども。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 支出合計額が一緒になるんですよ。こっちを減らさんといかん



とやなかろうかと。そうした上で、今回のこの7号を8号に変えてのトータルが百九十何億円になるんじゃないですか。

○議長（江藤 芳光君） 分かりやすく説明してください。中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 議員の御指摘、ごもつともでございます。まず8号、追加で提案したものが7号になって、7号の計数が変わった上で今回のこの説明になります。その分の資料を一緒にお配りするところでしたが、そこが漏れてるみたいですので、それ改めてお配りさせていただきます。考え方は今のとおりです。8号が、7号にまず変わって、それに伴って計数も変わっております。その変わった計数を基に、この7号から8号に変わる今回の予算の計数も変えさせていただきますということになります。

大変申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そしたら、議案第8号について質問させていただきます。

まず、10ページですけれど、債務負担行為のところですが、それぞれ所管で議論するだろうと思いますけれども、積算根拠がちょっとよく分からないので、資料として委員会に提出できるように準備していただきたいというふうに思います。継続している分についても、金額が若干変わっているように見受けられますので、そういう意味では再度確認をするために、委員会できちんと議論するためにも必要だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、2点目の変更について、浮羽地域包括支援センター運営委託料ということですが、3年から来年の1年間ということですが、法律の内容の改正ということが背景にあるかというふうに思いますけども、今回それに至る根拠、期間を1年間だけにしなければならない理由について確認をしたいと思いますので、御説明をお願いしたいと思います。

それから、11ページについて、これはちょっとよく財源組替とかいろいろあるので、追加の分ですけれども、単純にこれが見てとれないところがありまして、実際に各項目、歳出のほうで見たときによく分からないところが実を言うとあるんですね。それで特に2段目のところや3段目のところが、歳出のところの数値が十分に把握できないところが、ちょっと実を言うとありますので、それは歳出のところでもまた質問させていただきますので、そういう扱いでいいですね。よろしいですかね、確認をしたいと思います。そこは質問じゃなくて確認だけです。

以上、前段の分だけお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 質問1点目の債務負担行為の積算資料のほうですけれども、こちらのほうは委員会に提出をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

2点目の浮羽地域包括支援センターの運営業務委託料の変更の理由でございますけれども、令和6年度、介護保険法の改正があって、概要が令和6年1月に発出予定とされております。地域包括支援センターの体制整備等についても改正が行われまして、現在、過渡期で、今後3年間の委託内容を示すことが困難であることからです。

具体的には、地域包括支援センターの業務負担の軽減と高齢者の多様化したニーズに応じる体制づくりの改正なんですけど、これまで地域包括支援センターを通じてしか、要支援と事業対象者のケアプランを作成することができませんでしたけれども、直接民間の居宅介護支援事業所がプラン作成が可能となるような説明等もございますので、そういった居宅介護支援事業所が地域包括支援センターのランチ指定もできるようなこともございます。そういった法改正がございますので、先ほど申し上げましたように、3年間の業務委託内容を現時点で示すことができないことから、これまで実績がある浮羽医師会のほうに1年間の契約をした上で、来年度1年間をかけて、そういった法改正が示された内容を注視しながら業務委託内容を検討していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今の件で変更の件、包括支援センターの運営委託料の件ですけど、今2,600万円ということで、単純に7,800万円を3年分で割ったというか、そういう感じになっているんですけど、具体的に1月1日に発出されるというやつは、法律は令和6年度施行する中身ではないんですか。その関係で言うと、金額も含めて変わってくるのかなとちょっと思ったんで。逆に言えば、2,600万円の内訳がどういうふうに変更されるのかがもう一つ分からない。1年間だけに限定してやるということは、それはそれなりに合理性があるかもしれませんが、その辺がちょっと詳しく分からないので、どういったことがこの債務負担行為の限度額に影響しているのかがちょっと分からなかったの。分かる範囲で結構です。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 先ほど保健課長のほうから説明がありましたように、令和6年度介護保険法の改正があって、地域包括支援センターの体制整備の見直しが必要になるのではないかとということで、その条件によって一部、今やってもらっている部分を外したりということが可能になるんじゃないかということが想定されています。

ただ、それを算定できるような内容がまだ示されておきませんので、単純に3年間で割った値を今は限度額とさせていただいておくこととなります。令和6年度の予算の中で、その辺りはきっちり整理をさせていただくことになろうかと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 13番、野鶴です。

1点、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

11ページの2の変更部分であります。合併特例事業が1億7,700万円から2億5,460万円までということで変更されております。財源組替え一覧を見ましても、合併特例債にほとんど財源のほうの組替えがあっておりますけど、もう合併特例債自体が今年度限りということの理解でよろしいのか、そういった部分を精算するためにこういった組替えになってきたのかなというふうに勝手に判断しておりますけど、その辺のところ分かりましたらよろしく願います。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） お答えいたします。

合併特例事業債ですけれども、こちらの活用期限のほうが来年度まで、令和6年度までとなっております。また、歳入の折に説明をさせていただこうかと思っておりましたけれども、今現在の合併特例債を活用しまして、残り額がまだ5億円ほど残っております。こちらの財源をなるべく活用をさせていただきたいということで、今年度改めて県のほうと協議を重ねて、今年度実施している事業の中でも合併特例事業債を充てれる事業というのが出てきましたものですから、その部分を12月補正で財源充当させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしくお願いいたします。

お手元、補正予算書69ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。まず、特別職でございますが、給与費のうち期末手当について78万4,000円の増額。また、共済費につきまして24万円の増額。合計で102万4,000円の増額でございます。人事院勧告等によるものでございます。

続きまして、70ページを御覧ください。

一般職で会計年度任用職員以外の職員につきまして、当初予算と比較し、職員数で1名減、給料につきましては312万8,000円、職員手当で1,204万4,000円、退職手当組合負担金で43万9,000円、共済費で843万9,000円のいずれも増額でございます。合計では2,405万円の増額となっております。主な要因といたしましては、給食調理員1名の年度

途中での退職と、それから人事院勧告、それから人事異動等による変動でございます。

続きまして、71ページを御覧ください。

会計年度任用職員につきまして、共済費が7,000円の増額でございます。保険料率の改定による増額分でございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

それでは、予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組替及び給与等のみの項につきましては、質疑のみを行わせていただきます。

まず初めに、1款1項議会費の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（浦 聖子君） 補正予算書36ページをお開きください。

1款1項1目議会費302万7,000円の増額補正でございます。このうちの3節職員手当等のうち議員期末手当の補正でございます。54万7,000円の増額でございます。こちらにつきましては、初日に御議決いただきました条例改正に伴い、議員の期末手当の支給率を0.1月分増額するものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。まず、総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。

2款1項5目となります。庁舎管理費でございます。10節の需用費のうち光熱水費につきまして2,005万8,000円の減額でございますが、このうち1,460万円につきましては総務課分での減額分でございます。今般の電気料金の高騰に伴い、年度初めにあらかじめ予算を多めに組んでおりました分を標準単価での契約ができたことにより、実績に応じ減額するものでございます。

以上です。

○浮羽市民課長（木下 英樹君） 浮羽市民課、木下でございます。

一般会計、同じく37ページをお願いいたします。

2款1項5目庁舎管理費について、10節の需用費のうち光熱水費につきまして2,005万8,000円の減額のうち545万8,000円については、浮羽市民課での減額分です。今般の電気料金の高騰に伴い、予算を多めに組んでおりました分を実績に応じ減額するものであります。以上です。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 続きまして、2款1項7目財政調整基金費、補正額2,900万8,000円の減額でございます。内訳といたしまして、減債基金404万2,000円の増額は、有価証券の買換えに伴う売却益を減債基金に積み立てるものでございます。減債基金で所有している有価証券の買換えを行うことによりまして、より多くの利益を得ることができることから、額面1億円の証券を売却いたしまして、銘柄の違う有価証券を購入した際に発生した利益分を基金に積み立てるものでございます。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。

鉱泉浴場所在地域の施設等整備基金58万1,000円の増額は、令和4年度の入湯税の額の確定を受けて積立金を増額するものです。

次に、ふるさと・まごころ基金3,363万1,000円の減額は、令和4年度のふるさと納税額の確定を受けて積立金を減額するものです。

次に、8目企画費、補正額950万円です。7節報償費、記念品代の減額は、ふるさと納税の返礼品の発送において、これまで返礼品代と送料を一括して返礼品事業者を支払っておりましたが、今後、送料は市が運送業者へ直接支払う方式に変更することにより、送料相当分を減額するものでございます。これに伴いまして、11節役務費の通信運搬費で、運送業者への送料代2,475万円を計上しております。

次に、13節使用料及び賃借料のふるさと納税ポータルサイト使用料1,237万5,000円の増額は、ポータルサイトの1つであるふるさとチョイスの掲載手数料が今年度改定されたことに伴い増額をするものです。

次に、18節負担金、補助及び交付金のラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金950万円の増額は、企業版ふるさと納税でラグビータウンプロジェクトに頂いた寄附をラグビーチーム「ルリーロ福岡」に支出するものです。当初予算では、令和5年1月までに頂いた額を計上してございましたけれども、その後、12者から頂いた950万円を計上するものでございます。

次に、9目地域活性化推進費で、18節負担金、補助及び交付金は、個性あるまちづくり事業費補助金520万円の減額と人材育成事業費補助金50万円の減額は、それぞれ今年度の事業費が確定したことから減額をするものです。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課です。

38ページをお開きください。

2款1項15目諸費250万円の増額のお願いです。これは、過年度過誤納還付金及び還付加算金でございます。前半で法人及び個人住民税において高額な還付が発生したため、年度内の還付予算を確保するための増額です。

以上です。

○生涯学習課長（山崎 稜君） 2款1項16目地方創生推進費、8節旅費、費用弁償として、こちらは人材バンクボランティアの活動費補助金として、1回1,000円で2,000回分計上してございましたけれども、学校からの派遣依頼とボランティアとのマッチングが日程やスキルの関係でうまくいかなかったことや、新型コロナウイルス感染症が5類になり、消毒作業等の依頼が減ったこともあり減額するものになります。

次に、12節委託料53万2,000円の減額になります。7月31日から8月3日にかけて実施した壱岐島自然体験事業委託料が、子供48名、大人15名で計上してございましたけれども、子供41名、大人13名となったため、不用額を減額するものになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。それぞれの付託の所管を考慮して質問をお願いします。質疑はございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点お尋ねいたします。

37ページ、8目企画費の18節負担金、補助及び交付金でラグビータウンプロジェクトに950万円のふるさと納税が支出されておりますが、このラグビータウンプロジェクトを含めたこの会計報告というのはいつなされるのか、あるいはいつなされたのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課、手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） この補助金の支出先であるルリー口福岡から、どういった資料をもらっているかという御質問かと思えます。こちらにつきましては、ルリー口福岡のほうから、その実績報告のほうを頂いておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） その報告書には会計報告がなされているということでしょうか。

そうであれば、その資料の提出をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） では、準備をいたしまして、また後日、提出をいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。1番、権藤議員。

○議員（1番 榎藤 英樹君） 1点、質問いたします。

2款1項8目企画費の13節使用料及び賃借料1,237万5,000円の増額が、ふるさと納税ポータルサイト使用料で、説明の中でふるさとチョイスの料金が改定されたということなんです。当初予算で見積もられていた額からこの額が増えたんでしょうが、総額でお幾らになったと、幾らから幾らに増えたということを教えていただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 当初が、ふるさと納税ポータルサイト使用料1,237万5,000円でございました。これが単純に倍になりまして2,475万円となっております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、榎藤議員。

○議員（1番 榎藤 英樹君） 御説明をいただきました。

この後の委員会質疑、所管が違いますので、ここでしかお尋ねすることができませんので発言させていただきます。倍です、になったということと、あとやっぱりこの金額の大きさ、本市は昨年度ベースで4億4,000万円ぐらいしか、ふるさと納税の御寄附を集めきれてない中で、これだけの大きな支出を伴う、それだけの集客力があるというふうに、これまでは見込まれていたんでしょうが、単純計算で倍になるような委託料が発生をするということについて、今回こういうふうに補正を上げられているわけですが、今後の取扱いについてどのようにお考えになられているのか、所見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議員おっしゃるとおり、この額が倍になったということで、手数料5%が10%になっております。非常に大きいものがございます。このふるさとチョイスが上がったのですが、実はそのふるさとチョイス以外は既にもう10%の手数料が取られておりまして、このふるさとチョイスが最後に他のポータルサイトの業者に合わせてきたという現実がございます。

その中で、その理由としまして、他のサイト並みにプロモーション活動をされるというのが大きな理由でございます。私どもとしては、やはりこの手数料は高いとは思うものの、やはりプロモーションといいますか、市外の方にその商品をPRするには、現状やはりこういった大手のサイトを使うというのは避けられない状況でございます。

とはいうものの、やはり久留米市が先日、自前のサイトを立ち上げられたということで検討はしておりますけれども、非常に難しいものがありまして、課題もある状況でございます。現実、やはりなかなかこの総務省の改正で大変50%ルールという中で厳しい状況になっておりまして、やはりそういったルールがあったからには、しっかりと手元に財源を確保していきたいんですけ

れども、やはりこの10%というのは非常に高いというふうに私どもも認識して、これからもまたこの業者とも協議も続けていきたいと、全国の自治体とともに協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 3回目ですので、これで最後にしますが。

今、課長から御説明いただいた中にも出てきましたが、お隣の久留米市が、今、御説明のとおり、独自でサイトを立ち上げて、そこにわざわざ来ていただいた寄附者の皆さんにメリットになるように、要はこの10%を払っているお金を払わなくて済むようになるわけですから、その分、寄附を頂く方に還元ができるようなサービスを整える。そういうことで、寄附者にもメリットがあるし、自治体側にもこの大きなお金を払わなくて済むようなメリットがあるというようなことで取り組まれているというふうに理解をしています。

ですので、今、課長の答弁の中で、るる難しい問題もあるとか広報力、プロモーション等に不安を感じる部分があるとおっしゃってはおりますけども、逆に言うと、うきはブランド推進課ですので、うきはブランドはそんなに安いというか、価値の低いものでしょうか。むしろ久留米市の農産品よりも、うきは市の果物や水のほうがよっぽどブランド力としてネームバリューがあるというふうに自負をしております。

そういうものをしっかりと生かして、本市でそういったものをしっかりと管理していくということは、ほかの自治体に比べてかなり優越性が高いものだというふうに認識していますので、ただただこういうポータルサイトに頼ることなくですね、あと、本市には観光みらいづくり公社もありまして、DMOとしてやられているという実績もあるわけですので、これでやはりほかの市、特に久留米市とか近隣の市にできて、うちにできないなんていうことになる、これはちょっと本市の努力不足と言わざるを得ないような状況に見受けられても仕方ないんじゃないかなと、市民や寄附者の皆さんから見るとですね。

ですので、これは直近で真摯に検討いただきたいというふうに思います。仕方ないで済まさずにですね。私たちも、これはしっかりと今後注視をして、今後問うていきたいというふうに思っておりますので、ぜひここは今の課長の答弁にとどまらず、早急な見直しや、ここに頼らない。特に本市は、これにプラスアルファで、地域活性化企業人の皆さんとかをお招きしているわけですよ。観光に特に特化したような方をですね、フジサンケイの方もいらっしゃるし、パソナじゃない、どこでしたかね、もう一社、どこかの方もいらっしゃると思うんですが、そういった方々の知恵も拝借したりとかすれば、私は難しいことではないと思っておりますので、どうかですね、ここでとどまることなくですね。で、次年度も致し方なく10%お支払いするというのではなく、早急な対応を考えていただきたい。これは要望にしますので、よろしくお願いま



す。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 議員おっしゃるとおり、私もうきは市のブランド産品、決して他市に負けてないというふうには自負をしております。そんな中で、今、ふるさと納税は、どちらかという、お得かどうかで寄附がなされてしまっている現状もあるかというふうには認識をしております。しっかりと努力をして、コストカットできるもの、こういった手数料にかかわらず、いろんな面で、今回、送料も計上しておりますので、そういったところで適正に制度の中で運用をして、そして、うきは市の商品をPRしていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

40ページでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費945万2,000円の減額補正でございます。財源につきましては、国庫支出金416万4,000円の減額、一般財源528万8,000円の減額でございます。

12節委託料、マイナンバーカードに係るマイナポイントサポート・マイナンバーカード交付支援業務委託料416万4,000円の減額です。併せまして、財源の国庫支出金416万4,000円を減額しております。マイナポイント付与の申請期間が9月末まで延長されましたので、申請サポート等の業務を委託したものでございます。事業実績に基づき減額するものです。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、2款4項の選挙費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に、2款6項監査委員費の説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（柳原由美子君） 監査委員事務局、柳原でございます。

2款6項1目監査委員費、4節共済費の7,000円の増額補正でございます。会計年度任用職員1名分の保険料率の改定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款6項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いいたします。佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

3款1項1目社会福祉総務費271万7,000円の増額でございます。このうち、22節償還金、利子及び割引料2万5,000円の増額につきましては、過年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金の返還金でございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課、末次でございます。

3目老人福祉費、7節報償費182万円の減額補正でございます。9月末時点における敬老会等の実績に基づき、不用額を減額するものでございます。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 4目社会福祉施設費120万円の減額でございます。10節需用費の光熱水費の減額は、西別館のうちふれあい荘分について、電気料高騰に伴う予算を多めに組んでおりましたが、実績に伴い減額をするものでございます。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

6目重度障がい者医療対策費716万7,000円の扶助費、医療費の増額補正でございます。財源につきましては、県補助金358万3,000円、一般財源358万4,000円でございます。医療費実績が、当初の見込みから約4%伸びておりますので、5%の安全率を含めまして約9%の増額を計上するものです。

以上です。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 7目障害者対策費6,926万7,000円の増額でございます。

12節委託料33万円の増額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障害者福祉サービス支給管理システムの改修を行うための委託料です。国庫は2分の1となっております。

19節扶助費5,911万4,000円の増額は、特別障害者等手当の対象者の増や障害福祉サービスや障害児通所の利用が増えておりますことから増額をお願いするものでございます。

また、22節は、過年度返還金を計上しております。令和4年度実績報告により精算する国庫・県費の返還金でございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課、末次でございます。

44ページの8目介護保険対策費、18節負担金、補助及び交付金2,688万円の減額でございますけれども、地域密着型施設等整備補助金は、全額県の補助で小規模多機能型居宅介護事業所であります、ひまわりの郷吉井の施設の移転と新築を行うものでございましたが、施設からの辞退に伴い減額するものでございます。

9目地域支援事業費173万6,000円の減額です。内訳は、10節需用費29万6,000円、西別館にある給食室の電気料の減額に伴うものでございます。

18節負担金、補助及び交付金、訪問型サービスD運営費補助金144万円につきましては、高齢者の移動支援の運営費で、当初予算で江南と妹川地区と新規地区分の3か所分を計上しておりましたけれども、新規1か所は大雨災害があり、どの地域も準備が間に合わない、実施の見込みがないことから減額するものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 44ページですけど、介護保険対策費ですけども、当初予算の全額を削除する。たしか前年も同じじゃなかったかなという気がするんです。そもそも予算計上する際に、どういう確認をした上でしているのか。ちょっと、ひまわりの郷というのは、たしかそうだったと思いますので、何が障害になっているのか、というか、移転を中止したというんだから、それはいろいろ聞いても仕方ないことかもしれないんですけども、予算計上する際にどういうふうにあったのか、ちょっと確認だけさせてください。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 地域密着型施設等整備補助金につきましては、全額県の補助で実施するものでございまして、県のほうに施設の改修工事や移転計画の詳細な計画書を、図面をつけたりとか具体的な内容の計画書を提出した上で、県から内示をいただくものでございますので、そういったきちんとした計画書の下に予算を計上しているものでございます。

ただ、今回の辞退につきましては、7月豪雨災害で医療法人聖峰会田主丸中央病院が大規模な損害があったことから、今回は見送るという申出があったことから、今回、減額の補正予算とさせていただきます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 43ページですね。

19節扶助費、大幅な増額となっていますが、主な要因は何があるのか。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 重度障がい者医療対策費の中の扶助費ということでございます。

ここの分につきましては、増額につきましては、おおむね対象者の方々が693名ほどいらっしゃいますけれども、特にいろいろと私ども分析をしましたけど、なかなかこれというふうな原因がございませんが、コロナ禍で受診控えがございました、その反動ということで今のところ分析してございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほか、ございませんか。4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口です。

44ページの9目18節でございます。訪問型サービスD運営費補助金が高齢者医療費等で需要がなくなったということでございますけど、この当初予定のサービスD運営費の協議会というんですか、どちらのほうか教えていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） どちらの自治協議会が検討していたかというところは、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思っております。自治協議会のほうには、1か所、検討していただいていたところなんですけれども、今回の大雨災害で、ちょっと見送りたいという申出がありましたので、そういったところで減額をさせていただいているところです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほか、ございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ちょっと、先ほどの伊藤議員の質問のどこ、場所が違うんじゃないかと思うんですね。重度障がい者のほうは、市民生活課長のほうから4%ぐらい上がるから5%分を増額したいということで理解できたんですけど。7目のほうの障害者対策費のほうの扶助費、こちらが大幅に増額しているのを御説明いただければと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 先ほどののは、7目の19節の扶助費のお尋ねだと思います。

そこで増加の主な理由としましては、障害者児童福祉につきましては、対象者の方が3名増加になった関係が主な要因でございます。特別障害者手当につきましても、対象者が2名増。具体的に、障害者児童福祉のほうは13名から16名のほうにちょっと対象者が増えております。特別障害者手当につきましても、22名から24名に増加した関係で増額補正をさせていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

45ページになります。

3款2項1目児童福祉総務費949万9,000円の増額でございます。19節扶助費98万円は、給付金支給対象者が1名増えるための増額でございます。

22節償還金、利子及び割引料は、記載のとおり前年度実績により精算する国庫・県費の返還金を計上しております。

次、46ページでございます。

2目児童措置費108万1,000円の増額でございます。22節償還金、利子及び割引料は、記載のとおり前年度実績により精算する国庫の返還金を計上しております。

○市民生活課長（石井 良忠君） 3目子ども医療対策費1,319万2,000円の増額補正でございます。財源は、県補助金396万8,000円、一般財源922万4,000円でございます。

19節扶助費、医療費1,241万5,000円の増額です。医療費実績が、当初の見込額から約8%ほど伸びておりますので、5%の安全率を含めまして約13%の増額を計上するものでございます。1つ上の11節役務費41万6,000円の手数料につきましては、医療費増額に伴います審査事務手数料等でございます。22節償還金、利子及び割引料36万1,000円の増額につきましては、過年度養育医療費国庫負担金及び県費負担金の返還金でございます。

続きまして、4目ひとり親家庭等医療対策費432万円の増額補正でございます。財源につきましては、県補助金213万3,000円、一般財源218万7,000円でございます。19節扶助費、医療費423万3,000円の増額です。医療費実績のほうが、当初の見込額から約20%伸びておりまして、5%の安全率を含めまして約25%の増額を計上するものです。1つ上の11節役務費4万7,000円の手数料につきましては、医療費増額に伴う審査手数料でございます。22節償還金、利子及び割引料4万円の増額につきましては、過年度ひとり親家庭等医療対策費補助金の返還金でございます。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 5目民間保育所費3,765万2,000円の増額でございます。

18節負担金、補助及び交付金3,229万5,000円のうち、保育所整備事業費補助金は吉井幼稚園の園舎建て替えに伴う施設整備の補助金です。概要といたしましては、今回、吉井幼稚園が認定こども園移行に伴う補助金を計上させていただいております。スケジュールといたしましては、令和6年3月より着工し、令和7年3月末には完成の予定です。今年度の工事費10%部

分について実施予定のため、総事業費概算6億7,000万円のうち国の基準額に伴う国の交付金と市の交付金を合わせた3億2,232万4,000円のうちの10%分の補助金を計上しております。負担割合につきましては、国の基準額のうち、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1以上となっております。

続きまして、22節償還金、利子及び割引料535万7,000円の増額です。内訳は、記載のとおり前年度の実績報告により精算する国庫、県費の返還金を計上しております。

6目一般保育所費5万1,000円の減額でございます。所管の分は、10節需用費の光熱水費187万2,000円の減額は、電気料高騰に伴い、4月から9月の電気料の実績に伴いまして減額をするものでございます。賄材料費は103万3,000円の増額につきましては、当初見込んでいた児童数よりも児童数が増えていたこと、また食料費の価格高騰の影響もあり増額をするものでございます。

9目放課後児童対策費、22節償還金、利子及び割引料290万9,000円の増額です。前年度実績により精算する返還金でございます。

続きまして、10目地域子育て支援費27万8,000円の増額でございます。こちらは、補助基準額の改定に伴う事業費補助金の増額によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねをします。

46ページの5番、民間保育所費のところになりますけれども、今、説明があったのは、吉井幼稚園の認定こども園化ということで、校舎を建て替えるということですが、これは来年度工事を実施するんですか。（「3月から」と呼ぶ者あり）3月からか。3月からするという説明だったのかな。ということは、繰越明許に当たらないのかどうかというのがちょっと気になったんで。これは、先ほど債務負担行為で出されている分と、含まれているのかどうかちょっと十分に分からなかったんで、ちょっとその辺の説明を確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 吉井幼稚園の園舎整備に関しましては、民間保育所が実施をするものになります。それに対して、うきは市は補助金という形で交付をするということになりますので、今回の予算において今年度支出すべき補助金の額を補正予算に計上させていただいて、次年度以降の分は債務負担行為として計上させていただくということになっております。もし、これが市のほうで整備をする分であれば、予算計上した上で繰越明許費、園舎に係る費用を、例えば6億円なら6億円計上した上で繰越明許費という形になってこようかと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

暫時休憩します。午後1時より再開します。

午前11時45分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き、一般会計補正予算の審議を続けます。

その前に、企画財政課長、それからうきはブランド推進課長から発言の申出がっておりますので、これを許可します。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 午前中の補正予算審議の中におきまして、組坂議員のほうから追加議案に係る計数整理も必要ではないかというふうな御指摘を受けました。それで、ただいまお手元に追加議案に係ります計数整理表をお配りさせていただいております。御確認をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 先ほど、竹永議員のほうから、ラグビータウンプロジェクト補助金の件での資料の提出の御依頼がございました。今、お手元にお配りをしておりますので、御確認をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） じゃあ、確認をお願いしておきます。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

48ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費2,671万7,000円の増額でございます。22節償還金、利子及び割引料2,652万4,000円の増額につきましては記載のとおりでございます。前年度の実績報告により精算する国庫負担金、国庫補助金の返還金を計上しております。

次に、2目扶助費5,000万円の増額でございます。19節扶助費、生活扶助費のうち4月から9月までの支払い分の医療扶助費が増加傾向にありますので、予算の不足が見込まれますので増額をお願いするものでございます。主な要因としましては、生活保護家庭のうち、特に高齢世帯の割合が増加傾向にありますので、医療扶助費の増加の大きな要因と考えられております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、3款4項災害救助費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款4項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。  
保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課、末次でございます。

50ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、8節の旅費4万2,000円につきましては、会計年度任用職員の通勤手当不足によるものでございます。22節償還金、利子及び割引料71万3,000円は、実績に基づく令和4年度の県への返還金でございます。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井です。

5目火葬場費300万円の減額補正でございます。10節需用費、光熱水費、電気料でございます。300万円の減額でございます。浄光苑の電気料金を実績に基づき減額するものでございます。

以上です。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

6目食育対策費37万5,000円の減額については、食と農と健康まつりの中止に伴い減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと改めて確認します。

50ページの4款1項1目のところで、地方債の30万円というふうに一応出されています。この項目で、内訳で考えれば、人件費関係で149万4,000円と、それから償還金、利子及び割引料といったところで71万3,000円になっていますけれど、それを補填する形で地方債という形になるわけですけれども。30万円という金額をあえてしている、何らかの基準があるのかどうか。実を言うと、ほかにもばっと前もあつたんですけども、改めてこういった事例っ



てどういうふうを考えられているのか、今回の処置についてちょっと確認をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 4款1項1目の地方債財源の件に関してでございます。

こちらの地方債の中身につきましては、歳入の35ページお開きいただきたいと思います。こちらの災害対策債680万円がございます。この分につきましては、災害廃棄物処理に係る費用につき起債を充てるものでございまして、その内訳がございまして、そのうち650万円が、ちょっとまたページが戻って恐縮ですけれども、51ページ、歳出の51ページでございます。塵芥処理費、こちらに650万円を充てております。残りの30万円を事務費、人件費という形で保健衛生総務費、こちらのほうも災害に当たりました人件費等がございましたので、こちらに充てているわけでございます。

起債の事務費の割合につきましては、その起債の種類によって割合が決まっております、今回の災害対策費の場合には、680万円のうち30万円が事務費分ということで、事務費、人件費のほうに充当させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、4款2項清掃費の質疑を行います。質疑はございませんか。岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっと今、説明があったことに関連するのかもしれませんが、ここで650万円が、さっき言ったようなところで事務費として前のページの50ページで出しているということは分かりました。

それでちょっと確認しますが、塵芥処理費について言えば、7月21日の補正第5号では、予算計上は委託料として1,540万円だったと思うんですけれども。ちょっと私が見落とししているのかもしれませんが。これは全体として久留米市との案分はどうするのかといったことは、たしか前回もあったかと思うので、これはどういうふうに補助金、国県から3,294万7,000円交付されているんですけれども、その辺の処理についてはどういうふうに考えたのか確認をします。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） まず、こちらの歳出の予算についてでございますけれども、こちらの歳出予算につきましては、7月12日付の専決補正予算の予備費1億円、こちらのほうから充用をいたしまして災害廃棄物処理委託料に6,222万6,000円、予備費から充用をしております。そのうち約半分、2分の1が国庫補助ということで、今回、国庫補助の欄にも記

載が、国県支出金にも記載をしておりますけれども、国庫補助分として3,294万7,000円の国庫補助金をつけております。それ以外の分の残り20%が起債に充てられるということで、災害復旧事業債を充てているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 久留米市との負担割合ということで、この財源につきましては、10月の時点で私ども災害、今回の災害の災害廃棄物処理に係る部分で算出したわけですが、この時点で全体として、10月時点でしたけれども6,589万4,398円の全体の予算がかかってございます。

この部分につきましては、災害廃棄物の仮置場ということで、中島畑のほうと、あと藤波ダム公園というところで、その仮置場の設置及び運営関係の経費、そしてその収集した廃棄物につきまして、今度はそれぞれ種類ごとにいろんなところに処分をお願いしながら処分を、今現在も行っておるところでございますが、その処分の代金、それと、その処分場への運搬費用等々がトータルで、先ほど申し上げた金額になります。

その中で、藤波ダム公園の仮置場につきまして、久留米市のほうも使用しておりますので、その部分についてはきちんと精査をしまして、協議をしまして案分をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ということは、まだ案分額が決まってないということですね。そういうことでいいですね。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） その案分額につきましては、ちょっと今、資料を持ってきておりませんので、金額については決まっております。後ほど、はい。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで4款2項の質疑を終わらせていただきます。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしくお願いたします。補正予算書52ページになります。

6款1項3目農業振興費3,074万4,000円の増額となります。財源につきましては、

国・県支出金3,024万3,000円になります。18節負担金、補助及び交付金3,074万4,000円。内訳としまして、2つ事業がございますけれども、うきは市鳥獣害防止対策協議会補助金50万1,000円。こちらにつきましては、福岡県の事業を活用し、鳥獣害防止対策協議会と、妹川にごございますジビエ加工施設ウキナナとの連携で、ジビエ加工品の利用拡大を促進していくことに対して支援していくところで計画しております。福岡県の補助率2分の1の事業になりますけれども、福岡県の補助金につきましては直接、協議会へ支払われる事業となっております。

ジビエを加工していく中で、大きく課題がございますけれども、捕獲したイノシシ、鹿、こういった捕獲されたものを、少しでも多く確保するとか、高額な残渣処理。あと、売上げについても広がってきておりますけれども、ジビエPRに対する経費等に対して支援していくところで考えているところでございます。

続きまして、畑地化促進事業費補助金3,024万3,000円。こちらも今度は国の事業の活用になりますけれども、国の補助金を活用し、水田の畑地化、畑作物の定着化に取り組む農家を支援する事業となっております。畑地化することにより発生する土地改良区の決済金に係る費用への支援となっております。こちらにつきましては、10分の10の国庫補助金になります。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。

6目山村地域振興費、18節で山村地域振興補助金は今年度の事業費が確定したことから410万円を減額するものです。

○農林振興課長（高山 靖生君） 7目農地費107万1,000円の増額となります。財源につきましては、その他53万5,000円となります。その他につきましては、耳納山麓土地改良区からの分担金となります。18節負担金、補助及び交付金107万1,000円になります。こちらにつきましては、農業水利施設保全対策事業費負担金となります。全員協議会で報告させていただいた予算案件になりますけれども、10月5日に発生した耳納山麓土地改良区のパイプライン破損箇所の復旧費に係る負担金となります。この事業につきましては、福岡県の事業を活用し、福岡県のほうで県営事業として復旧してまいりますけれども、市と耳納山麓土地改良区の負担金となります。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13番、野鶴議員。

○議員（13番 野鶴 修君） 3目農業振興費の関係です。

今、説明の中で畑地化促進事業費補助金、国の10分の10の補助ということで3,024万円の補助が出ておりますけど、初めてちょっと今回聞くような名称でありますので、もう少し事

業の内容をですね。例えば、この3,024万3,000円、対象面積とかそういったものも見込まれているのか、どのぐらいの面積を対象として、水田を畑地化することに対する補助金というふうに、今、説明があったと思うんですけど、面積はどのぐらいを考えているのか。また、場所等についても、どこかそれも既に申請があるのかどうか、そういったところについてもう少し詳しい説明、分かりましたらお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） ちょっと申し訳ございません。事業をもう少し御説明申し上げますと、昨年、水田活用の交付金につきましては、経営所得安定対策交付金、こちらは毎年、水田協のほうで申請して、約6億円ほど水田活用に対する交付金が国のほうから農業者に支援されているところでございますけれども、昨年、この交付金を受けていくには、5年に1回、水張り、水稻を作らなければ、もう交付金は出ませんと、畑地化してくださいという決定がなされました。それに対して国のほうが、もう今後、一切米を作らず、畑地化していく場合には、それに代わる交付金を、ちょっと1回限りになりますけれども、交付しますよというところで事業が打ち出されたところでございます。

今回ですね、今回要望している部分については、市内の水田の6.7ヘクタールを予定しているところでございます。単価が、反当ですね、10アール当たり17万円となっております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 同じ52ページの3目のところで、鳥獣害対策のところ、何か話聞いたらね、妹川の加工場のほうは、何か肉の販売にイノシシの頭数が追いついてないちゅうようなことを聞いたのですが、ある程度捕れるようになっていると思いますが、全体がそこに持っていついてないちゅうことが、ちょっとそこんにきを、たってるのかどうかお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 実際に、議員おっしゃるとおり、頭数は増えてきていると思っております。ただし、うきはだけでいけばイノシシで、昨年、R4年度実績で400頭ほど捕れているんですけども、そのうち、ちょっとうきは市内の分でいくと100頭から130頭、小型も入れればですね、その程度になってございます。

実際に搬入するには、血抜きをした後、早急に搬入する必要もございますし、実際に受け入れて、ちょっと人不足的なところ等も課題として、おっしゃられている部分についての支援になります。実際に捕れた方が、もう血抜きして持っていかなければ、もうジビエとして活用できないんですけれども。ちょっと搬入ですね、もう取りに、うきはの方が捕ったイノシシを取りに行ってくれるところまで地域活動隊の部分とか、そういったところについてはやっていただいております。そういったところを、今、人がちょっと配置できないような状態のところ、人的な支援と

か、取りに行く部分についての人的な部分であったり。処理費も、かなり高額にかかっているところ、ちょっと今回、県の事業を活用して、そういったところの支援をしていくところで考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 私も、今のところと同じところなんですけれども、地域おこし協力隊の方が、今かなりの日数入っておられるかと思えます、実際のところですね。人件費相当で考えると、相当な額になってくるかと思うんですね。この協議会の補助金が、彼らが卒業した以降のことを考えて、この金額が必要十分な金額なのかというところが1つ疑問に思っているところなんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） そうですね、人件費と見て考えれば、実際にはかかっているところではあろうかと思えます。実際に、すみません、販売のほうになりますけれども、耳納の里であったり道の駅とか、そういったところでもかなり販売額のほうとも、ちょっと右肩で上がっているところはお伺いしているところでございます。

もう一つ、人件費もさることながら、処理費ですね、こういったところもちょっと課題として上げられておりました。その部分については、焼却炉とか、そういったところも検討しております。そういったところの補助等も、ウキナナのほうとは併せて協議させてきてもらっているところでございますので、そういったところも解消できれば、ちょっと運営的にももっとやりやすくなるのではないかと思っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかに。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目は、野鶴議員との関連ですが。3目農業振興費の18節、負担金のところですが、畑地化促進事業補助金で10.7ヘクタールというふうな数字出されましたけど、これは何件の方が該当するのかお尋ねいたします。

取りあえず、1点お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 人数的には、約60人程度で申請しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 6款2項2目林業振興費125万円の増額となります。財源につきましても、その他で返還金125万円となっております。22節償還金、利子及び割引料

125万円、荒廃森林整備事業費交付金の返還金となります。こちらにつきましては、全員協議会で報告させていただいた予算案件になりますけれども、令和4年度荒廃森林整備事業において不適切事案があったため、一部返還するため補正予算に計上するものでございます。内容につきましては、同意が取れていない森林所有者の山において間伐等の整備を実施したものでございます。このため、事業実施した森林組合から返還いただき、県に対して当該所有者に充てられた交付金125万円を返還するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 54ページでございます。

3目観光費、12節、総合交流ターミナル改修工事設計業務委託料1,120万円は、道の駅うきはの物産館の改修に向けて実施設計を行うものです。道の駅うきはは、平成12年の開業から23年が経過しており、物産館の老朽化が顕著で改修時期を迎えております。また、休日のたびに物産館では慢性的な混雑が発生をしており、さらには防災道の駅としての機能強化を図る必要があります。特定財源として、地方債1,060万円は合併特例債を活用するもので、残りは一般財源です。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） さっきの7款1項3目の12節、総合交流ターミナルのところでお聞きします。

12月2日の新聞にも出ておりました。もうやるんだというような内容を感じておりました。いろんなところから反響が出ておまして、私、いろいろ呼ばれて行っております。そこで市によると、近年は大雨が降り、売場などで雨漏りが発生、売場も手狭で、ほかの客と買物籠がぶつかる、出荷品を置く場所が少ないなど、利用者と生産者の双方から拡張の要望が寄せられていたと。来年3月にレイアウト設計、1年がかりで改修工事に入る計画と出ておりました。改修の目的と必要性の中に、施設の老朽化が著しく、レストランも座敷も壁に亀裂が入って隙間風が吹き、雨漏りも発生して、現場から改修の要望が出ていたと。私、雨漏り等の改修は早くしてもらいたいと思っているほうで、目標の10億円を達しており黒字でありますから、何で早くしないのか

など感じているところであります。

九州を代表する道の駅を持つ市として、休日のたびに物産館では慢性的な混雑が発生し、売場面積の拡大が喫緊の課題となっているということについて、私は反対はしませんが、売場面積の拡張の要望が利用者・生産者から来ているということですから、まず1つは、昨日、市長とお話ししたら、市長は、民業圧迫はいかんということを空き家のところで言われておりました。私も、道の駅の改修を何年前のとき、あまり道の駅を大きくしても、千足あたりで柿を販売している人がおらっしゃるから民業圧迫にならないですかということを質問したことがあると思います。ある程度、目標を達成したら、少しは立ち止まって考えないと、これ民業圧迫になりますよ。

それと、拡張する場所は、現在、自動販売機がある通路のところだと見て思います。そこでは、たこ焼き、ソフトクリーム等食べながら、皆さんが休憩の場として利用されております。そこを拡張されたら、展望台はどこから行くのか、また、雨が降れば展望台では休憩されません。この通路を拡張した場合、どこに皆さんたちが来て休憩、憩いをする場を造るのが1つですね。

まず、そこのところを2点お伺いしようかな。お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 2点の御質問をいただいております。

1点目は、民業圧迫でよろしいでしょうか。私、当然、民業圧迫はあつてはならないんですけども、基本的に道の駅うきは、市外からのお客様が一番の割合がございまして、その部分については、すみ分けはできているものと思っております。また、出荷者は地元の生産者でございまして、ウィン・ウィンになっていくような施設ということで今後も考えていきたいと思っております。

2点目の拡張した場合の休憩場所でございます。今も、どちらかといいますと、日よけを作って展望デッキで休まれている方が一番多いのではないかというふうに思っております。その点については、今後もその場所は確保していきたいと、そのように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） だから展望台は、雨の日は使えませんよ。そのときはどこに行くんですかという質問であります。民業圧迫は、ああ言やこう言うで、もういいです。で、展望台のことは、また1つお伺いします。

次に、数年前から道の駅の出入口は、車の出入りが多くて危険であると、怖いと。1つ、駐車場内は車が多く危険であると。道の駅から向かいの店へ行くため、何人もの人が赤ちゃんをだっこし、歩道橋を渡らず国道を渡っているので危険であると、もう前から言っております。小学校からも、児童の通学路になっており、道の駅の出入口が危険であると。また、住民の人より、このままでは怖いと言われてきました。そういうことで、安全・安心のため信号機の要望をしたい

ということで、1,800名の方から1か月ぐらいの間ですごいっております。こういう人たちは、日々、危険を感じて過ごしております。

それと通学路合同点検対策箇所一覧表が山春小学校から出されております。平成28年から道の駅に物産を搬入する車の出入りが多く、子供たちが登校する際、歩道、横断歩道を横断しているのでとても危険であると、道の駅に出されております。現在、まだ三角印で対策不可になっております。

また、私のところには、PTAの人から電話がかかってきます。今年の初めぐらいかな、歩道に車が乗り上げて、びっくりしたと、通学時じゃなくて、えらいほっとしましたと、議員さん、これどこかへ早く言ってくださいよという電話がありました。そして10月8日にも、横断していた人を——渡ってきたかどうか分かりません、道の駅の出入口で、道路に出ている車のはねております。人身事故です。路上で頭を強く打ち、救急車で運ばれております。

拡張工事も大事でしょうが、安心・安全のまちづくりが先ではないかと私は思います。市長と議長と、教育長もじゃないかな、交通安全協会のあれで、安心・安全のまちづくりということで、ひな壇でちゃんと言われているでしょう。これは、子供と地域の人を考えたら、何がしか考えていかないとですね、いかんと思いますよ。

ということで、私が言いたいのは、もう反対はしません。けど、安全面の審議をすることが拡張工事より先ではないかと私は考えておりますからね、今回は安全面の審議をすることを条件つきで、総務産業常任委員会の方にお問い合わせと要望をしたいと思質問とします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） おおむね2つの御質問をいただいたかと思っております。

1点目、展望デッキのところでございます。雨天対策ということもおっしゃられておりますので、これから、例えば屋根の下で休んでいただく部分を設けるとか、そういうふうな形で配慮していきたいというふうに思っております。

2点目でございます。信号機設置等の御要望を議員がなさってあることを承知しております。議員も御承知かと思えますけれども、先日、議員と吉井警察署、福岡国道事務所、そして我々と、その協議をさせていただきました。その中で、なかなか道の駅前の道路につきましては、国道事務所が管轄をしているかと思えますけれども、なかなか信号の設置が難しいというお話でございました。

そういった中で、私どもとしまして今年度、取組を行いましたのが、ウキハコ前が危ないということでございましたので、そこはもう一切通さないように封鎖をいたしまして、マリオットの東側から新しくできました第4駐車場のほうには入っていただくことにするとともに、その入



り口に、10月かと思えますけども、カーブミラーをつけさせていただきまして一定配慮をさせていただきます。

ただし、道の駅の出入口のところにつきましては、今のところはそういった信号の面が難しいということでございましたので、私どもとしては歩道橋を渡らせる施策を、ソフト面を含めて何か考えていかないといけないかなということで、今、内部で検討しておるところでございますので、また引き続き議員とお話をさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。3回目。

○議員（9番 熊懷 和明君） この前、課長が言ったように、警察署3人、福岡の国道整備事務所が2人、道の駅の社長とうきはブランド推進課の課長で5者会談を行いました。警察は、信号機は無理と一辺倒。道の駅の前が、幾ら事故があろうが混雑しようが、信号機は無理ですと。ソフト面ならと。ソフト面は何ですかと、啓発活動。そこでしてくれるんですか。いや、どこでも回ってします。意味のない回答ばかり。

国道事務所には、横断歩道を渡った先は農機具屋とハンバーガー屋に行くところ、1メートルぐらいで狭い。親子で乳母車を押していったら、なお危険である。あそこを広げたり考えればいいけど、それは考えないでしょう。気づいてないでしょう、課長。渡っていった先が曲がったら狭いということは、見てないでしょう。狭いんですよ。2人で横を歩いていたら、前から来た車が危ない。

私が言ったのが、整備事務所に、もう横断歩道橋を真ん中に持ってきてくださいよと、そして、えっ、真ん中にですかと言いました。で、真ん中に持ってくるだけじゃ駄目ですよと。もう高齢社会ですから、スロープを造るかエスカレーターを考えんと渡れませんかという話まではしております。そして、あともう一回話すようにしていますけど、多分あまり進まないでしょう。警察のほうは、まだいろいろな方が話を進めていると思いますので。

1つ、私が市長に言いたいのは、道の駅の出入口は1か所のときに、多いから2か所にしてくださいよとお願いしよったけど、道の駅は1か所ですよと。そして防災道の駅になったらちゅうことで、防災道の駅になって2か所になしたんです。手前に狭い、ポール立てて、右に出られんような出入口があるでしょう。あれで2か所になった。そいき、ウキハコを早く閉めないかんやった。そして今度また、東のほうに出入口つくったから3か所ですよ。国土交通省、あのとき私がそういう説明したら、何か所ち言うたですか、課長聞いたでしょう。1か所ち言いませんでしたか。市長、全然違いますよ。そいき、私、こういうことまで言いたくないんですよ。だから安全面をまず考えてしてもらえば、私、いろいろ言うことはない。ばってん、そこも無視して、通学路になってる児童のことも考えないで進めていくなら、私、いろいろ悪いところは言っていきます。

ということですから、前向きに安全面を考えて進めてください。お願いします。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） 10番、中野でございます。

今、道の駅の話が出ておりましたけども、この前から新聞に載っておりました等、知り合いの方からちょっと尋ねがあったものですから。道の駅は、えらい利用者が多いのというようなことで電話がかかってきました。大体、あんまり耳納の里と変わらんとやないのというようなこと言ったら、新聞に出ちゃったばい、130万人ぐらいちいうようなことを聞きましたけ、ちょっと資料を見させてもらいましたが。

せんだってから、道の駅の人員は、正式なレジの人員が出ておりました。こう見よりましたら、道の駅の関係で利用者数は61万人とかち数字が、この前、数字見させてもらいました。大体、売上げについては、レストランも含めて13億円ですね、2,271万円とかで資料に出ておりましたが。耳納の里関係は、私も以前おりましたものですから、ちょっとそことあんまり変わらんというふうに見ておりました。農協の場合に、業務報告書に、それこそびしゃっと載っておりますから、この前の資料を見よりましたら、客数が66万3,000人ということで載っておりましたので。売上げにつきましては13億9,200万円ということで、これは業務報告書に載っておった数字ですから。

ただ、その130万人利用しということが、ちょっとこれは何か間違うとりやせんかなというふうにちょっと思ったわけですけども。これは61万人の倍を掛けたのかなというふうに思いましたけども。ただ、なかなか客数ちゅうのは分からんですね。分からんちゅうのは、レジの通過でやっぱりせにゃいかんもんですから。レジの通過者数でいくと、言うたように61万5,000人ですか、そういうことが出ておりましたけども。やっぱり道の駅ちゅうのは、大事なのは客単価ですもんね。そいき、大体客単価についてはあんまり変わらんと思いますけども、恐らく2,000円ぐらいたというふうに思いますけども。

ただ思ったのは、130万人ということの数字が出ておりますからね、これは新聞にですよ。そいき、これは何か違うなというふうには思いましたけれども、恐らく倍かなというふうに感じたわけですけども、それについてどういうふうな意図があったのかなというふうに思いましたものですから、一応お尋ねをするところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 入場者数の御質問でございます。

議員おっしゃるとおり、前回、9月議会でうきはの里株式会社の決算の報告をさせていただきました折に、レジ通過者の報告をさせていただいております。私どもとしても、つかんでおる数字はその数字でございまして、大体、道の駅というのは複数人で、二、三人で来られることが多

うございますので、レジ通過者の2倍は間違いなく来てるだろうということから換算しますと、恐らくその倍としまして100万人は来てるだろうという、およそ100万人ということも言われたりしております。

その中で、先日の報道でございます130万人、恐らく、ちょっと誤りの可能性もありますし、もしかしたら違う数字を使われているのかもしれませんが。例えば、ビッグデータというものもあるのかもしれませんが。どこから使われた数字か分かりませんが、私どもとしましては9月議会で申し上げたレジ通過者から換算した数字で基本的には申し上げているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 10番、中野議員。

○議員（10番 中野 義信君） それは分かりますけども、いろいろ申請やらするときにはですね、なかなかおおよその数字じゃなかなか難しいところがあると思いますので、そこら辺のところは、これでどうのこうのちゅうことはないですけども、やっぱりある程度、正確な数字のほうが対外的にはいいじゃないかなと、そういったやっぱり意見も出ておりますから、そういうことでお願いをしたいなというふうに思うところです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 2点、お尋ねいたします。

1点目は、制度の問題かもしれませんが、観光費の、今、問題になっています総合交流ターミナル改修費の件なんですけど、道の駅が——株式会社だったと思いますが、独立して利益を上げ、うきは市のほうにも株式配当という形だったと思いますが、そういう形で還元されているとするならば、これは単独に総合交流ターミナルがこういう改築あるいは増築・修繕等はできなかったのかというのが1点です。

2点目の交通安全については、先ほど熊懐議員のほうからかなり詳しく言われましたけれども、私も通学路合同安点検対策一覧表を情報公開いたしまして、山春小学校のところを見ると、平成27年にあり、対策内容としては道の駅から搬入車への指導で三角マークがついて、解決してないということだろうと思うんですけども。これは昨日の一般質問で、調音の滝とか百年公園の折、ガードマンといますか、警備の人を雇ってあったわけですので、特に通学路で、しかも搬入、それから子供たちが今度は帰る時間帯は、多分、道の駅も開店中で出入りが多いんじゃないかなと思いますけども、そういう通学の安全確保のための何らかの措置、あるいはガードマン等の配置とか、そういうことは考えてられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 2点の御質問をいただいております。

まず1点目です。道の駅にしましては、平成12年のオープン時より、当初建設は市、当時

の浮羽町のほうでさせていただいております、通常は指定管理者としてうきはの里株式会社にその運営をお願いしているところでございます。今回、23年を超えて大規模改修となりますので、建設当初以来の改修ということで、市がすべきものというふうに考えておるところでございます。

2点目の通学路の件でございます。こちらにつきましては、9月の決算報告でも申し上げましたとおり、ガードマンを1名増やして今年度、対応をしてきております。その中で、先ほども申し上げましたとおり、一定、入り口の変更なりカーブミラーの設置、あるいは、定例ですけれども、毎月その道の駅の社員あるいは公社の職員が、通学中に、その通学路に立ちまして、交通安全もさせていただいているところでございます。引き続き、安全な対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、確認の意味でお尋ねしますが、そのガードマンの方は朝の通学時間帯、あるいは午後の、会社員もということ言われていますが、朝も帰りもなされてという理解でいいのか。また、そこは通学路であるというその認識をお客さんなり利用者に知ってもらうためには、歩道のカラー舗装というのはもったいないような気もするんですけども、何らかの標識の設定、あるいはそういう舗装とかの取組はなされているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 1点目の件でございますが、ガードマンにつきましては、基本的に営業時間中の契約かと思っております。

2点目につきまして、その安全な取組ですけれども、一定通学路ですよといった看板等は、もう以前から設置をさせていただいております。また、それ以外のところにつきましては、適宜また改善、そして要望等も含めて対応していきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ガードマンは営業時間中ということになりますと、こちらの危険箇所対策の道の駅から搬入車への指導ということと時間帯がずれると思いますので、これはやはり子供の通学時間調べていただいて、あるいは帰宅の時間を調べていただいて、取り組んでいただけるという理解でよろしいのでしょうか。営業時間中では、朝の通学時間帯には多分当たらないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 基本的に、朝の通学時間帯は営業しておりませんので、ガードマンもおりませんし、とりわけそういったお客様もほぼいないという状況かと思っております。帰りの時間につきましては、やはり営業時間中でございますので、しっかりガードマ

ンに対応していただくとともに、そういった取組も引き続きやっていきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんでしょうか。2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 私も同じく、こちらの交流ターミナルの改修工事の件で御質問がございます。

新聞などで報道された後に、一般の出荷者の方々ですとか、こちらの御利用者の方から、何かこういった改修をしてほしいとか、こういった部分をもうちよっとう変えてもらったら便利なんだけれどもみたいなお声というのは、何か届いておりますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 改修のそういった中身についての御要望等のお話かと思えますけれども、これまでうきは市では、まず道の駅のほうに説明をするとともに、出荷者の役員会が定例でありましたので、そちらでお話をさせていただいたところ、幾つかの御要望もいただきながら、そういった協議を進めました。

そういった中で一番大きかったのは、やはり出荷できない時期をつくらないでくれということです。通年にわたってどこかで販売が継続していけるように今考えておるところでございます。それ以外の出荷者直接からは、まだそういったお話をいただいておりませんが、今後、業者が決まりましたら、そういった方からのお声をいただけることができるように、常々、道の駅のうきはの里株式会社には、もう準備をしておいてくれと、業者が決まればそういったお声も全ていただけるように御配慮いただきたいということでお願いを今しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） そうしましたら、西日本新聞のほうで報道がなされた以降に、私が御意見としてお伺いした幾つかのポイントがございましたので、念のためお伝えをしておきたいと思えます。

やはり熊懷議員のほうがおっしゃっていた展望デッキへの動線がなくなることについては、私もやはりお話をお伺いいたしました。それと今現在、物産館の北側にBC品を出す小部屋のなとところができているかと思えます。展望デッキに出るドアのところ、BC品のお部屋がもう既にあって、そちらのほうにお客様が滞留していらっしゃるかと思うんですけど、あちら側のほうに拡張してもらったほうが、正面側を拡張するよりもあちら側を拡張していただいたほうがいいんじゃないかというお声も頂戴をしました。

それとファストフードのお客様が、正面側にどんどん並んでいかれるので、逆に、やはり危ないのではなかろうか、あちらをむしろ北側に流すような動線にさせていただいたほうがいいのではなかろうかという御意見もございました。それと南側の正面側、こちらは、例えば時期によって

はお茶農家さんがお茶の試飲を御提供してくださったり、包丁研ぎなど、いわゆるローカルに、遊びに来たから楽しめるような、そういったイベント的な活動をしていただけるようなスペースにもなっているので、今現在のプランだと、そういった、観光客の方にとってちょっとお楽しみとなるようなものと出会えるところ、場所が減ってしまうので、それはいかがなものかという御意見をいただきました。

あと、今、出荷されている方、内部の売場の動線が悪いから、あんなにお客様が滞留してしまうのではなかろうか。いわゆる売場のラックが横方向と縦方向と、流れが2方向分かれているので、そこの真ん中のところの動線が非常に悪いと思うという御意見などもいただきました。

なので、必ずしも増築の部分だけではない意見が、恐らく通常の一般の出荷者の方々もお持ちだと思うので、道の駅のスタッフの方がヒアリングというのはなかなか難しいと思うので、もしもあれでしたらアンケートとかを、その手段としてちょっと御検討いただく余地がないのかなというふうに思ったところです。よろしくお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 皆さん、いろんな意見をいただくことが理想かと思えますので、方法を含めてまた業者選定後に考えていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内です。よろしくお願いします。

予算書の56ページをお願いいたします。

8款4項2目公営住宅専用水道費、補正額100万4,000円の減です。10節需用費として、電気料を実績により減額するものです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、8款5項下水道事業費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 続きまして、予算書の57ページをお願いします。

8款5項1目公共下水道費5,530万円の減です。新型コロナウイルス感染症臨時交付金の活用による使用料減免の精算などに伴う下水道事業会計への一般会計からの負担金を減額するものです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款5項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課、江藤です。よろしくお願いいたします。

補正予算書58ページになります。

9款1項3目消防施設費です。14節工事請負費の公設消防水利施設整備工事費80万円の増額補正になります。こちらにつきましては、本年度当初予算で計上しております耐震性防火水槽の予算の増額になります。福益団地内に設置する工事になっておりますけれども、近隣住宅への影響度調査といたしまして事前家屋調査が必要となりましたので、増額補正をするものでございます。財源につきましては、地方債、緊急防災・減災事業債のほうになります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課、井上でございます。

59ページをお願いします。

10款1項2目事務局費、22節償還金、利子及び割引料42万5,000円の増額につきましては、令和4年度分の国・県の交付金を実績により返還するものでございます。内訳といたしまして、子ども・子育て支援交付金の返還金が22万9,000円、子育てのための施設等利用給付交付金返還金が12万5,000円、子育てのための施設等利用給付県費の交付金返還金が7万1,000円でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 60ページをお願いいたします。

10款2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、光熱水費2,913万円の減額につきましては、電気料高騰により多めに計上しておりましたが、実績により減額するものでございます。

14節工事請負費319万円の増額、福富小学校の営繕工事費でございます。福富小学校は、現在、通常学級9学級、特別支援学級3学級の12学級で構成されております。来年度、児童数の見込みが10月1日現在で、通常学級が1学級増の10学級、特別支援学級が3学級、合計13学級となる予定でございます。しかしながら、空き教室がございませんので、現在の教具室を改修いたしまして使用するために増額をお願いするものでございます。

改修工事の内容といたしましては、床シートの貼り替え、土間への出入口の設置、空調、黒板、白板、収納棚、コンセントやスピーカー等の設置となっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねします。

改めて地方債についてですけれども、学校の修繕費関係については、国の負担金や補助金というのは別に制度として多分あると思うんですけれども、それを活用せずに地方債で、この次の中学校もそうなんですけれども、している理由についてちょっと確認だけさせてください。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 小学校の工事関係につきましては、営繕工事費につきましては、特に国の補助等はございませんで、市の一般財源で実施をしているところでございます。今回、これら小学校の営繕費につきましては、公共施設等整備基金のほうで充当するようにしておりますけれども、先ほども申し上げた理由によりまして、合併特例債のほうで実施をするようにしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。



次に、10款3項中学校費の説明を求めます。井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 61ページをお願いします。

10款3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費、光熱水費1,957万円の減額でございます。小学校と同様で、実績により減額するものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 稔君） 生涯学習課の山崎でございます。よろしくをお願いします。

62ページをお願いいたします。

10款4項1目社会教育総務費、10節需用費898万円の減額になります。るり色ふるさと館の電気料の減額になります。また、電気料負担金として、介護保険広域連合から21万9,000円、吉井コミュニティセンターから26万2,000円の収入を減額しております。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金92万円の減額になります。通学合宿推進事業費補助金が、今年度、新型コロナウイルス感染症などの影響により、実施が千年地区の1か所のみになりましたので、不用額を減額するものになります。

2目文化財保護費800万円の減額になります。伝統的建造物群保存地区補助金、1件分につきまして所有者の意向により工事が今年度できなくなりましたので減額するものになります。

3目芸術文化振興費、10節需用費543万5,000円の減額になります。白壁ホールの電気料減額分が285万円、かわせみホール電気料が258万5,000円を実績により減額するものになります。

次、6目図書館費1,087万4,000円の減額になります。こちらは、図書館及びうきは市民センター3階分の電気料を減額するものになります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎 稔君） 63ページ、お願いいたします。

10款5項2目体育施設費、10節需用費では386万1,000円の減額になります。浮羽体育センター電気料減額分が220万3,000円、スポーツアイランドの電気料減額分が165万8,000円によるものになります。

次に、18節負担金、補助及び交付金562万9,000円の増額になります。うきはアリーナの指定管理者物価高騰対策支援金になります。指定管理者のほうでも、プールのLED化工事など独自に行うなど、電気料の軽減に努めてまいりましたがけれども、電気料が想定時より高騰しております。そのため、基本協定書のリスク負担区分表にある著しい物価変動が発生し、収支計画に多大な影響を与えるものに該当いたしますので、協議の上、令和5年度電気料見込額2,720万2,000円と指定管理料の算定額の差を支援するものになります。

なお、11月分以降は、まだ見込みで算定しておりますので、支払い時に実績に基づき支払う予定となっております。また、財源は、全額新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金になります。

以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけ確認させていただきます。

今回の補正では、市の施設は、ほとんど光熱費は多く見積もってマイナスで出ているんですが、指定管理のこのアリーナにあっては、電気料高騰で補填しますと。それはそれでいいんですけど、ほかの指定管理施設はないのか、ここだけするのか、そのこのところをはっきりお答えいただければと。ほかのところも全て市の施設同様、多く見積もって、減額なり返却がありますよというのがあればそれでいいんですけど、そのこのところを生涯学習課長に聞いていいもんか、ちょっとわかりませんが。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 指定管理施設の電気代でございますけれども、当初予算におきまして、指定管理施設の中で総合福祉センター、それから吉井のコミュニティセンター、それから御幸のコミュニティセンター、こちらにつきましては市のほうが直接、電気代の契約をしておりますので、当初予算のほうで増額分を計上させていただいております。これにつきましては、また年度末に電気代を精算いたしまして、その電気代高騰分に係る分のみ、通常の指定管理料から増額したところで支援をするというふうな措置を取るようしております。

総合体育館につきましては、コナミスポーツのほうで電気代の契約をしております。それが契約元になりまして、通常の電気代等、高压電気になると思いますけれども、そちらのほうで契約をしておるところでございますけれども、ここににつきましては通常の指定管理料で市のほうは今

年度支出をするようにしておりました。ただ、物価高騰等の影響もありまして、かなりアリーナの電気代が高騰しておるといふような状況もありまして、また併せまして国のほうも物価高騰対策で、そういった物価高騰に対する助成ができるということもありまして、年度途中ではございますけれども、このうきはアリーナ分につきましては、今回12月で補正をさせていただいて、電気代高騰の対応策ということで取らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ということは、ほかの指定管理の施設にあっては、きちっとその予算内でできているということで認識しとってよろしいですかね。それだけを確認させていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） ほかの指定管理施設につきましては、当初予算の範囲内の額で、今、状況としては動いておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、11款3項文教施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款3項の質疑を終わります。

それでは、市民生活課長と農林振興課長から発言の申出がっておりますので、この間をお願いいたします。これを許可します。石井課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。

1点、回答を追加させていただきます。

補正予算の51ページの4款2項2目塵芥処理費の中で、岩淵議員のほうから御質問をいただいております。災害廃棄物処理に関する仮置場のうきは市の負担分と久留米市の負担分というこ

とで御質問いただきました。うきは市仮置場の管理業務委託料というところで限定されますけれども、うきは市の割合が61.4%、それと久留米市のほうが約38.6%の負担でございます。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山です。

先ほど、6款1項3目、畑地化促進事業費補助金、7番議員の御質問の中で、人数のほうを御質問された件で、私のほうが60名とちょっと回答していた件で。（発言する者あり）すみません、52ページになります。申し訳ございません。6款1項3目の18節、畑地化促進事業費補助金、7番議員の御質問で、人数のほうを、申請者、農業者の人数のほうを御質問いただいた件で、私のほうが60人と御回答しておりましたけれども、34人でした。誤りでございました。申し訳ございません。修正のほう、お願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上でございます。

次に、12款公債費、13款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。高瀬企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、67ページをお開きください。

12款1項1目元金、補正額1,187万1,000円の減額。同じく2目利子416万5,000円の増額補正でございます。双方とも内訳がございまして、1つは額の確定による減と、あと繰上償還による増によるものでございます。元金につきましては、額の確定による減額が7,234万5,000円。一方で、繰上償還を伴う増額分が6,047万3,000円。トータルといたしまして1,187万1,000円の減額となります。繰上償還につきましては、平成19年度に借入れをしました公営住宅建設事業債1億3,000万円のうち未償還分6,047万3,000円を繰上償還する予定にしております。こちらの年の利率が2.1%となっております。

なお、この分の財源といたしましては、減債基金からの繰入れを見込んでおります。

利子につきましても、額の確定分で204万6,000円の減でございますが、繰上償還による利子相当分の補償金の支払い、こちらのほうが621万1,000円ございますので、トータルをしますと416万5,000円の増となります。こちらも繰上償還に係る補償金の財源として減債基金を見込んでおるところでございます。

続きまして、68ページです。

13款1項1目予備費249万8,000円の増額補正です。歳入歳出補正額の調整によるものです。

次に、歳入のほうに入ります。17ページをお願いいたします。

1款1項市民税、1目の個人住民税、所得割額4,500万円の増額補正でございます。

続きまして、18ページでございます。

1款2項1目固定資産税881万3,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、記載のとおりでございます。

19ページです。

1款3項2目種別割、従来の軽自動車税分で264万7,000円の増額補正でございます。

20ページです。

1款4項1目市たばこ税310万3,000円の増額補正でございます。いずれも実績に応じる増減でございます。市全体では4,193万7,000円の増額補正となります。

続きまして、21ページでございます。

9款1項1目環境性能割交付金、従来の自動車取得税分でございますして612万2,000円の増額補正です。

22ページでございます。

10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金398万4,000円の増額補正でございます。コロナウイルスの影響を受けました小中事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る特例措置に伴う減収分を全額国庫で補填されるものでございます。

続いて、23ページです。

13款1項3目農林水産業費分担金53万5,000円の増額補正は、歳出52ページ、7目の農地費の農業水利施設保全対策事業の分担金となります。

続きまして、24ページです。

13款2項5目災害復旧費負担金3,291万円の増額補正。7月豪雨災害による農地、農業用施設の復旧費に対する被災者の負担金でございます。

25ページです。

15款1項1目民生費国庫負担金6,720万8,000円の増額補正は、1節の特別障害者手当等給付費負担金から障害児施設措置費負担金は、いずれも歳出43ページ、7目の障害者対策費の19節扶助費に係る国庫負担分でございます。

続きまして、3節、生活扶助費等負担金は、歳出の48ページ、2目扶助費の19節、生活扶助費等の国庫負担分でございます。

25ページに戻りまして、3目災害復旧費国庫負担金1億3,406万7,000円の増額補正。歳出65ページ、公共土木施設災害復旧費に係る国庫負担分でございます。

26ページでございます。

15款2項1目総務費国庫補助金146万5,000円の増額です。1つ目、個人番号カード

交付事業費補助金416万4,000円の減は、歳出40ページ、マイナンバー交付に係る委託料減額に伴うものでございます。

それから、26ページの2つ目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金562万9,000円の増は、歳出63ページ、物価高騰対策で実施する指定管理者への支援金の財源となります。

26ページの2目民生費国庫補助金2,248万円の増額補正でございます。1節社会福祉費補助金の中で、地域生活支援事業費補助金と児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金との財源の入替えを行っております。その真ん中の障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金は、歳出43ページ、7目障害者対策費の12節、システム改修費に対する国庫補助でございます。

先ほどのページに戻りまして、26ページで、2節児童福祉費補助金、高等職業訓練促進給付金補助金は、45ページ、19節扶助費の国庫補助。子ども・子育て支援交付金は、47ページ、10目地域子育て支援費の地域子育て支援拠点事業費補助金の国庫補助。就学前教育・保育施設整備交付金は、46ページ、5目民間保育所費の18節保育所整備事業費補助金の国庫補助分となります。

3目衛生費国庫補助金3,294万7,000円の増額補正でございます。これは、11月30日の全員協議会でも説明いたしました、災害関連の予備費から流用した災害廃棄物処理に係る国庫補助分でございます。

それから、6目教育費国庫補助金200万円の減額補正でございます。これは歳出62ページ、2目文化財保護費の伝統的建造物群保存地区補助金の減額により国庫補助も減額になるものでございます。

続いて、27ページでございます。

16款1項1目民生費県負担金1,462万6,000円の増額でございます。内訳として2件ございますけれども、共に歳出43ページ、7目障害者対策費の19節扶助費に対する県負担金でございます。

28ページでございます。

16款2項2目民生費県補助金1,704万1,000円の減額補正でございます。1節の上段、重度障害者医療対策費補助金は、歳出43ページ、6目重度障がい者医療対策費の19節扶助費の県補助。

それから、28ページの地域密着型施設等整備費補助金は、44ページ、8目の介護保険対策費、補助対象施設から補助金交付の辞退申出があったため、申請を取消し、減額をするものでございます。

それから、28ページの2目2節の子ども医療対策費補助金は、歳出46ページ、3目子ども医療対策費の19節扶助費に対するもの。

地域子育て支援拠点事業費補助金は、47ページ、10目地域子育て支援費の18節の補助金に対するもの。

教育支援体制整備事業費交付金は、46ページ、5目民間保育所費の18節、教育支援体制整備事業費補助金に対する県の補助でございます。

28ページ、3節ひとり親家庭等医療対策費補助金は、歳出46ページ、4目ひとり親家庭等医療対策費の19節扶助費に対する県補助でございます。

4目農林水産業費県補助金3,024万3,000円の増額補正は、歳出52ページ、3目農業振興費の畑地化促進事業費補助金の財源でございます。

8目教育費県補助金80万円の減額は、62ページ、2目文化財保護費、伝統的建造物群保存地区補助金の減額に伴う県補助金の減額でございます。

9目災害復旧費県補助金2億2,257万4,000円の増額補正は、歳出64ページ、1目農地災害復旧費と2目農業用施設災害復旧費の財源に充てるものでございます。

29ページでございます。

17款1項2目利子及び配当金404万2,000円の増額でございます。これは歳出のときも説明いたしましたが、減債基金で所有している有価証券の買換えに伴う売却益でございます。

30ページでございます。

17款2項1目不動産売払収入1,712万1,000円の増額補正は、旧浮羽老人ホーム跡地と新治団地跡地の売払収入でございます。旧浮羽老人ホームにつきましては263万8,000円で原鶴温泉病院へ、新治団地跡地につきましては1,448万4,000円で株式会社タナベ総合経営に売却をしております、その売払収入でございます。

31ページになります。

18款1項1目一般寄附金100万円の増額補正は、10月に神奈川県在住の江頭様から100万円の寄附を受けております。この方はうきは市出身の方で、うきは市内の土地を売却されまして、市のほうにも空き家バンク関連等でお世話いただいたということで、これからの市政発展のためにと寄附を頂いております。特段の用途希望もなかったため、一般寄附として受入れをしているところでございます。

2目指定寄附金192万5,000円の増額補正は、災害見舞金として8件の団体様より寄附を頂いております。団体名を申し上げますと、ソロプチミスト浮羽様、行政システム九州様、福岡都市圏広域行政事業組合様、日立造船様、福岡県市長会様、福岡地区水道企業団様、福岡県市町村振興協会様、海星女子学院附属小学校保護者後援会様、以上の団体から4万5,000円か

ら30万円の間の金額で寄附を頂きました。7月豪雨災害の復旧工事の財源として活用させていただいております。

ここで1つ訂正をさせていただきます。9月議会におきましても、この災害見舞金の補正を行いまして、その説明の際、私のほうが、うきは市議会から寄附を頂いたと申しあげましたけれども、こちらのほうが誤りでございまして、福島県二本松市議会の誤りでございました。大変失礼いたしました。8月15日に、二本松市議会様より5万円の寄附を頂いております。この場を借りて訂正をさせていただきます。

続きまして、32ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金、全体で13億8,891万5,000円の減額補正となっております。内容につきましては、災害関連の財源調達ができ関係で財政調整基金からの繰入れで14億1,700万円を減額するものが主なものでございます。補正後の財政調整基金からの繰入額は7億1,714万円となります。

それから次でございます。山村地域振興基金とふるさと創生基金の減額につきましては、対象事業費の補助額が減少したことによるものでございます。

減債基金6,668万5,000円の増額は、繰上償還に係る元金及び利子に相当する補償金に充てる財源でございます。

公共施設等整備基金2,900万円の減額でございますが、これは先ほど来から申し上げておりますけれども、当該基金から合併特例事業債に財源の組替えを行うものでございまして、本日お配りした表でもそちらのほうを表記させていただいております。

重ねての説明になりますけれども、合併特例債の活用期限が令和6年度までとなっております。現在、うきは市として活用できる額が5億円ほど残っております。この合併特例事業債というのが充当率95%、交付税措置率70%と、大変有効な財源でございまして、残りの期間でこの財源を最大限活用していきたいと考えております。

今回、現在、実施している事業の中で、この合併特例債が使える事業の洗い出しを行いまして、財源の組替えを行ったところでございます。今回の当初予算におきまして、公共施設等整備基金を充てる予定にしておりました小・中学校の営繕費、それから公立保育所の施設整備費において県との協議が整いまして、合併特例債の活用が可能となりましたので、当該基金を減額するものでございます。

それで次に入りまして、ふるさと・まごころ基金20万円の増額でございます。これは昨年度、企業版ふるさと納税で寄附を受けました20万円につきましては、ラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金として支出をするものでございます。

続いて、33ページでございます。



21款5項1目雑入3,178万円の増額補正でございます。主なものといたしましては、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金で2,829万8,000円計上しております。これは、令和4年度の額の確定により負担金の返還を受けるものでございます。

それから、34ページから35ページにかけまして、市債となります。主な内容といたしましては、2点ございます。

1点目は、先ほどから説明をしておりますけれども、合併特例事業債の洗い出しを行いまして、現在、予算措置をしている事業で合併特例債を充てることのできる事業の選定を行っております。

本日お配りしております財源組替一覧表で言いますと、組替え前の財源が一般財源となっております事業がございます。そういったところが、今回新たに合併特例事業を充てることのできる事業となったものでございます。これに加えまして、12月で新たに計上した総合交流ターミナル整備事業も追加となっております。その結果、合併特例事業債全体額として7,760万円の増額となっておりますのでございます。

2点目が、災害復旧事業に対する財源手当でございます。災害復旧事業に係る市債といたしまして、9目になりますけれども7億2,490万円増額をいたしました。

それからあと、災害に係る部分といたしまして、2目の民生費の災害援護資金貸付金がございます。これにつきましては、7月の豪雨災害で住宅等に甚大な被害を受けた方が生活再建のために公的資金の貸付けを受けることができる制度でございます。市が被災者に対して貸付けを行うわけですが、その原資は市が県から借り入れることになっているために市債の扱いとなります。

なお、被災者から返してもらった元金は、そのまま県に返還する流れとなります。今回、2件の貸付申請がありましたので、2件分の合計額266万円を計上しております。こちらの歳出予算につきましては、7月21日付の専決補正の予算の中で計上を行っているところでございます。

歳入の説明については以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで公債費、予備費、歳入の質疑を終わります。

これで議案第55号の質疑の全てを終わります。

---

### 日程第3. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第3、議案の委員会付託を議題といたします。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、

所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しております  
議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 2 時 41 分散会

---